

令和6年度 短期大学機関別認証評価  
自己点検評価書

[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月  
山陽学園短期大学



## 目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	46
基準 5. 経営・管理と財務	53
基準 6. 内部質保証	63
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	67
基準 A. 地域連携	67
V. 特記事項	70
VI. 法令等の遵守状況一覧	71
VII. エビデンス集一覧	78
エビデンス集（データ編）一覧	78
エビデンス集（資料編）一覧	78

## I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

### 1) 建学の精神

山陽学園短期大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は、明治19(1886)年に宣言された学校法人山陽学園の前身である山陽英和女学校の「設立趣旨」にある「男女ハ車輪羽翼ノ如シ」という言葉に表れている。

男尊女卑といわれていた当時の社会経済状況下にあつて、女性が人として自立し、母性として子どもを産み慈しみ育てることが、人間社会の基礎をつくり、その発展につながるという崇高な役割を担っていることを示し、男女は両輪、両翼であると唱える「設立趣旨」は極めて開明的、先端的なものであつた。

この建学の精神は、今日では、教育活動を通して、性別、人種、障害の有無等にかかわらず多様な人々が活躍できる共生社会の実現に寄与することを意味しており、その先進性ととともに、本学教育の基盤となっている。

### 2) 教育理念と教育目標

本学の教育理念は「愛と奉仕」という言葉で表現される。愛とは慈愛、慈悲、思いやりの心のことであり、奉仕とは愛から生まれ、無償で人のために尽くすことを意味する。この教育理念は、山陽学園短期大学学則（以下、「学則」という。）においても明確にうたわれ、第1条において「本学は、明治19年の学園創立以来一貫して培われた愛と奉仕の精神を基礎とし」「健康と栄養およびこどもの育成に関する専門的な理論と実際を教授研究し、教養の高い社会人を育成する」と定めている。

本学は、ガバナンス・コード及び教学マネジメント基本方針において、この理念を礎として山陽学園創立から今日までに培われた「一人ひとり」そして「人と人との出会い」を大切にす学生本位の教育を基軸に、全人格の陶冶へとつながる「人間教育」を推進することで、次のような人材を育成することを教育目標としている。

- ①人としての尊厳を尊重し、自尊心を持つとともに、利他の意識、他者とともに生きる力を身に付けた人材
- ②地域社会の発展に貢献できる専門知識や技能を身に付けるとともに、人生をよりよく生きるために不可欠な教養や思考力、判断力、コミュニケーション能力を備えた人材
- ③時代の変化に的確に対応し、主体的に課題を発見・解決できる能力を身に付けた、実社会で即戦力となる人材

### 3) 大学の個性・特色等

#### (1) 一般教育科目を起点とする人間教育の推進

教育理念である「愛と奉仕」についての学生の理解を深め、教育目標に掲げる人材の基本を形成する「知的生き方概論」（必修科目）を全学共通科目として設置しており、これを起点として、全人格の陶冶へとつながる「人間教育」を推進している。

#### (2) 教学マネジメント基本方針に基づく学びの高度化と質保証

本学では、ゆとりのある学修やプラスワンの資格取得といった学生のニーズに応えるため、令和2(2020)年度に長期履修制度を活用した3年コースを導入した。

また、令和3(2021)年度には健康栄養学科に教職課程（栄養教諭二種免許）を設置し、令和4(2022)年度からこども育成学科で中国地方初となる「認定絵本土」の称号を取得で

きる講座を開講するなど、時代と学生のニーズの変化に対応するために学びの内容を不断に見直し、高度化させている。

こうした実績を踏まえ、令和 5(2023)年 3 月には「教学マネジメント基本方針」を策定したところであり、取り組みの体制、役割分担や PDCA の仕組みを明文化して全学で共有することで、効果的な教学マネジメントを推進している。

### (3) 本学の特性を生かした地域連携の推進

本学では、平成 30(2018)年度に従来のボランティア支援・社会サービスセンターをボランティア支援・地域連携推進センターに再編し、さらに、令和 4(2022)年度には地域連携推進センターとして独立させた。同センターが中心となって、地域自治体および各種団体との連携事業、大学間連携事業、高大連携事業、公開講座、公開講演会など、様々な地域連携活動に積極的に取り組んでいる。また、センターに配置している産学官連携コーディネーター（山陽学園大学地域マネジメント学部所属の実務経験を有する教員）の活動を通して、産業界との新しい連携を推進している。

高大連携の取り組みとして、令和 4(2022)年度からは高校生が大学の学びを体験できる「アカデミック・インターンシップ」を実施している。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

明治 19 (1886) 年 10 月	岡山市東中山下に山陽英和女学校創設。
明治 25 (1892) 年 9 月	校名を山陽女学校に改称。
明治 31 (1898) 年 10 月	校名を山陽高等女学校に改称。
明治 41 (1908) 年 12 月	上代淑校長に就任。
昭和 20 (1945) 年 6 月	岡山市戦災。校舎・寄宿舎全焼。
昭和 22 (1947) 年 4 月	山陽高等女学校に中学校を併設。
昭和 23 (1948) 年 4 月	学制改革により山陽女子高等学校・山陽女子中学校となる。
5 月	財団法人山陽女子高等学校を財団法人山陽学園と改称。
昭和 26 (1951) 年 4 月	財団法人山陽学園を学校法人山陽学園と改称。
昭和 44 (1969) 年 4 月	山陽学園短期大学（家政科）開学。 上代皓三初代学長就任（～S59）。
昭和 45 (1970) 年 4 月	山陽学園短期大学家政科を家政学科家政学専攻と家政学科食物栄養学専攻に分離。
昭和 46 (1971) 年 4 月	山陽学園短期大学に専攻科家政学専攻を設置。
昭和 47 (1972) 年 4 月	山陽学園短期大学に幼児教育学科および専攻科食物栄養学専攻を設置。
昭和 49 (1974) 年 4 月	山陽学園短期大学附属幼稚園を設置。
昭和 50 (1975) 年 4 月	山陽学園短期大学幼児教育学科に専攻科を設置。
昭和 60 (1985) 年 4 月	福田稔第 2 代学長就任（～H10）。
昭和 61 (1986) 年 10 月	山陽学園創立 100 周年記念式典挙行。
昭和 63 (1988) 年 4 月	山陽学園短期大学国際教養学科を設置（～H8）。
平成 元 (1989) 年 10 月	山陽学園短期大学創立 20 周年記念式典挙行。
平成 2 (1990) 年 4 月	上代淑人学園長就任。

## 山陽学園短期大学

平成 3 (1991) 年 4 月	山陽学園短期大学に専攻科国際教養学専攻を設置。 山陽学園短期大学家政学科食物栄養学専攻を食物栄養学科に改組。 山陽学園短期大学家政学科を生活学科に名称変更し、生活学科に生活学専攻・生活造形専攻の2専攻を置く。
平成 8 (1996) 年 4 月 7 月	山陽学園短期大学専攻科家政学専攻を生活学・生活造形専攻に名称変更。 山陽学園短期大学国際教養学科を廃止。
平成 11 (1999) 年 4 月	山陽学園短期大学生活学科生活学専攻、生活造形専攻を人間文化学科、生活デザイン学科の2学科に分離改組。 秋山和夫第3代学長就任(～H12.9)。
平成 13 (2001) 年 4 月	大黒トシ子第4代学長就任(～H18)。
平成 15 (2003) 年 4 月	山陽学園短期大学生活デザイン学科をキャリアデザイン学科に名称変更。
平成 17 (2005) 年 4 月	山陽学園短期大学人間文化学科を廃止。 山陽学園短期大学専攻科(生活学・生活造形専攻および食物栄養学専攻)を廃止。
平成 18 (2006) 年 10 月	山陽学園創立120周年式典挙行。
平成 19 (2007) 年 4 月	赤木忠厚第5代学長就任。
平成 21 (2009) 年 4 月	山陽学園短期大学を男女共学化。
平成 25 (2013) 年 4 月	實成文彦第6代学長就任。
平成 28 (2016) 年 4 月 10 月	齊藤育子第7代学長就任。 山陽学園創立130周年式典挙行。
令和 2 (2020) 年 4 月	山陽学園短期大学食物栄養学科を健康栄養学科に名称変更。 山陽学園短期大学幼児教育学科をこども育成学科に名称変更。 山陽学園短期大学に3年コース設置。

## 2. 本学の現況

- ・ 短期大学名 山陽学園短期大学
- ・ 所在地 岡山県岡山市中区平井一丁目14-1
- ・ 学科構成 健康栄養学科  
こども育成学科
- ・ 学生数(令和6年(2024)年5月1日現在)

学科名	入学定員	収容定員	在学生数
健康栄養学科	80	160	162
こども育成学科	100	200	200
計	180	360	362

- ・ 教員数(令和6年(2024)年5月1日現在)

学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
健康栄養学科	4	0	2	1	2	9
こども育成学科	3	6	2	0	0	11
計	7	6	4	1	2	20

山陽学園短期大学

・職員数（令和6年(2024)年5月1日現在）

所 属	専任職員	臨時職員	派遣職員
大 学	28	6	0
短期大学	8	5	4
計	36	11	4

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 使命・目的及び教育目的を学則などに具体的に明文化しているか。

本学の使命・目的は、学則第 1 条第 1 項において「明治 19 年の学園創立以来一貫して培われた愛と奉仕の精神を基礎とし、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として健康と栄養およびこどもの育成に関する専門的な理論と実際を教授研究し、教養の高い社会人を育成する。教科の履修内容によって教育職員、栄養士および保育士を育成し、社会に貢献することを目的とする」と明確に定めている。【資料 1-1-1】

さらに、同条第 2 項及び第 3 項では、次のとおり両学科の教育目的を定めている。

- ①健康栄養学科は、健康と栄養に関する専門的な知識と技能を身につけ、食を通して地域の健康づくりに貢献する栄養士の育成を目的とする。
- ②こども育成学科は、豊かな感性と専門的な知識、実践的な技能を身につけ、一人ひとりの子どもの生きる喜びと力を育む保育者の育成を目的とする。

また、学則を受け、令和 4(2022)年 9 月に策定した山陽学園大学・山陽学園短期大学ガバナンス・コード（以下「ガバナンス・コード」）では、育成を目指す人材像は次のとおりとしている。【資料 1-1-2】

- ①人としての尊厳を尊重し、自尊心を持つとともに、利他の意識、他者とともに生きる力を身に付けた人材
- ②地域社会の発展に貢献できる専門知識や技能を身に付けるとともに、人生をよりよく生きるために不可欠な教養や思考力、判断力、コミュニケーション能力を備えた人材
- ③時代の変化に的確に対応し、主体的に課題を発見・解決できる能力を身に付けた、実社会で即戦力となる人材

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 使命・目的及び教育目的をわかりやすく簡潔に文章化しているか。

使命・目的及び教育目的については、平易な文章を用いその意味及び内容について具体的かつ簡潔に文章化している。これらはガバナンス・コード、履修便覧及び大学公式ホー



ムページ（以下「ホームページ」という。）に掲載している。【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】  
【資料 1-1-4】

#### 1-1-③ 個性・特色の明示

使命・目的及び教育目的に短期大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

本学の個性・特色は、I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等に記載のとおり、次の3点であり、これらはガバナンス・コードに明記し、全教職員で共有するとともに、ホームページに掲載することで公表している。【資料 1-1-5】

- ①一般教育科目を起点とする人間教育の推進
- ②教学マネジメント基本方針に基づく学びの高度化と質保証
- ③本学の特性を生かした地域連携の推進

#### 1-1-④ 変化への対応

社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

本学の使命・目的及び教育目的については、社会情勢などを踏まえ、教育研究等の自己点検・自己評価のPDCAサイクルを実施する。その中で継続的な見直しを行い、自己評価委員会での協議を経て、本学の重要事項を審議する合同会議で変更等を決定している。

また、教学面では、教学マネジメント基本方針に基づき、教育内容の点検・評価と改善を行う中で、教学推進会議の助言の下、各学科が学問分野の進展や社会のニーズの変化に適合しているかを点検している。【資料 1-1-6】

さらに、両学科の三つのポリシーについても、カリキュラム改変等と連動させながら、定期的に見直しを行っている。【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】

使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により、異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。

本学の使命・目的及び教育目的を記載する各種媒体においては、すべて統一した表現となっており、一貫性が保たれている。

#### (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神や教育理念を踏まえた教育目的・目標等については、学生本位の学びを基本として、時代の変化を視野に不断の見直しを行っていく。

### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-2-② 学内外への周知

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

## 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画しているか。

本学の使命・目的及び教育目的は、学則第 1 条に規定しており、その重要性については、役員や教職員に理解されている。

また、これらの制定及び改正については、本学の重要事項を審議する合同会議で審議した後、法人の経営会議で審議され、最終的に理事会の決議を得て行われている。合同会議は、学長、副学長のほか学部長、事務部門の長で構成しており、さらに、その審議事項及び議事録は構成員に加えて学科長にも配布していることから、学科長、事務部門の長を通じて教職員にも周知している。【資料 1-2-1】

#### 1-2-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

本学の使命・目的や教育目的を規定している学則は、ホームページに掲載して学内外へ広く周知している。また、短期大学で作成している履修便覧にも掲載し、学生への周知も行っている。【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。

令和 4(2022)年 3 月に策定した学校法人山陽学園中期計画では、3ビジョン達成のための具体的な計画の「教育・研究活動」の「2 大学・短期大学・大学院の教育研究活動」は、本学の使命・目的や教育目標を反映したものとなっている。【資料 1-2-4】

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映しているか。

本学では、学位の単位である学科ごとに、建学の精神、使命・目的、教育目標を基にディプロマ・ポリシーを定めている。このディプロマ・ポリシーに基づき、その具体的取組としてカリキュラム・ポリシーを定め、また、ディプロマ・ポリシーに沿ってアドミッション・ポリシーを定めることによって、育成する人材像、求める入学者等を明確にしている。【資料 1-2-5】

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学科等の教育研究組織を整備しているか。

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として、健康栄養学科とこども育成学科の2学科を設置しており、附属施設として附属幼稚園を設置している。

また、全学的な様々な活動を推進・支援するため、図書館をはじめ、共生・グローバル推進センター、キャリアセンター、地域連携推進センター、情報教育センター、学修支援センターなどの組織を設置している。【資料1-2-6】【資料1-2-7】

加えて、大学、大学院及び短期大学合同で、学内の重要課題の協議や情報共有の場として、毎月2回定例的に各部の所属長が出席する合同会議を開催するとともに、教学推進会議を設置し、教学に関する重要課題を協議している。これらで協議し決定した事項等については、教授会を通して教職員に周知し共有されている。【資料1-2-8】

### (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的の反映については、これまでの取組を継続するとともに、大学を取り巻く環境や社会情勢を踏まえ、中期計画や三つのポリシーの点検と見直しを行い、併せて必要な教育研究組織の見直しを行っていく。

### 【基準1の自己評価】

短期大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえ、学則において具体的かつ明確に定めており、本学の個性・特色を適切に表現している。建学の精神と使命・目的及び教育目的は、履修便覧、授業科目「知的生き方概論」、ホームページなど、あらゆる機会・媒体を通じて情報発信を図り、学内外に周知している。使命・目的及び教育目的を反映した中期計画・事業計画に基づき、事業を実施している。また、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を遂行するための教育研究組織を整備し、かつ、三つのポリシーも改定するなど、適切に運営できている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」を満たしていると評価する。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

各学科のアドミッション・ポリシーは【資料 2-1-1】のとおりである。

現行のアドミッション・ポリシーは、中央教育審議会大学教育部会が示したガイドラインに沿って、平成 28(2016)年度に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性や一体性に留意しながら策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。

このアドミッション・ポリシーは、受験生が大学選択の参考にする「大学案内」をはじめ、「学生募集要項」やホームページに明示するとともに、オープンキャンパスをはじめ、高校訪問、大学見学会、高校進学ガイダンスなど、受験生や保護者等に直接広報できる機会に、本学の「愛と奉仕」の教育理念にも触れながら説明している。【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

大学案内は 22,000 部、募集要項は 8,000 部作成（令和 5(2023)年度実績）して、高校に配布するとともに資料請求者には無償で提供している。

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、その検証を行っているか。

入学者の受け入れに当たっては、健康栄養学科、こども育成学科において、各アドミッション・ポリシーを踏まえ、受験生の資質・能力を多面的にみる選抜となるよう、入試区分を工夫して多様な入学者の受入れ方法を採用している。【資料 2-1-3】

入試制度については、令和 3(2021)年度の大学入試改革に合わせて本学においても、より多面的、総合的に能力を評価する選抜になるよう、(1) 総合型選抜（Ⅰ～Ⅲ期）、(2) 学校推薦型選抜（指定校制）、(3) 学校推薦型選抜（スポーツ・文化活動）、(4) 学校推薦型選抜（公募制）（Ⅰ～Ⅲ期）、(5) 一般選抜（Ⅰ～Ⅲ期）、(6) 大学入学共通テスト利用（Ⅰ～Ⅲ期）、(7) 社会人特別選抜（Ⅰ・Ⅱ期）の新たな入試制度を導入した。

##### (1) 総合型選抜

総合型選抜では、Ⅰ期からⅢ期の一定の間隔を空けた時期に試験日を設定し、受験機会

を提供し、受験生の要望に応じている。また、出願資格について募集要項に詳細を記し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施している。

出願の際には、入学願書及び調査書とともに学科ごとに次のような項目について「エントリーカード」を作成させ、提出を求めている。【表 2-1-1】

また、エントリーカードでは、志望する学科のアドミッション・ポリシーを理解し、自分がそれに該当しているかどうかをチェックする欄を設けている。

【表 2-1-1】 エントリーカード記載項目

〈健康栄養学科〉

- ①山陽学園短期大学健康栄養学科を志望する理由を書いてください。
- ②高校時代に主体的に取り組んだこと及びそれから得たことについて、具体的に書いてください。
- ③入学後に学びたいことや抱負について、具体的に書いてください。
- ④健康栄養学科での学びを社会でどのように活かしたいと考えていますか。

〈こども育成学科〉

- ①山陽学園短期大学こども育成学科を志望する理由は何ですか。
- ②高校の部活動や生徒会活動、取得した資格など、授業以外での顕著な活動について具体的に書いてください。
- ③あなたがめざす保育者像を文章と絵で表現してください。

入学試験においては、試験当日、体験学習を行い、その後、学習レポートの作成を課し、知識・技能及び思考力・判断力・表現力を評価する。また、面接では調査書やエントリーカード等の記載内容をもとに、志望動機・意思、学習意欲・積極性、持続力、協調性、学科への適性を評価する。

(2) 学校推薦型選抜（指定校制）

学校推薦型選抜（指定校制）では、学科ごとに公表しているアドミッション・ポリシーへの適性を有するとともに、本学の規定する成績基準を満たす者として学校長が推薦し、本学を専願とする者を対象としている。

推薦書は、学力の3要素及び学科別のアドミッション・ポリシーに対する適格性についての学校長の5段階評価をもとに評価する。

面接では、志望動機・意思、知識・思考力・表現力、学習意欲・態度、学科への適性を評価している。

(3) 学校推薦型選抜（スポーツ・文化活動）

学校推薦型選抜（スポーツ・文化活動）は、高校在学中のスポーツ・文化活動を評価する入試制度であり、推薦書には、学力の3要素に対する適格性についての学校長の5段階評価とスポーツ・文化活動の実績の提出を求めている。

面接では、志望動機・意思、知識・技能・表現力、学習意欲・態度、主体性・多様性・

協働性、学科への適性を評価している。

#### (4) 学校推薦型選抜（公募制）

学校推薦型選抜公募制では、Ⅰ期からⅢ期の3回の機会を設定し、一定の間隔を空けた時期に試験日を設定し、受験機会を提供し、受験生の要望に応じている。

Ⅰ期からⅢ期ともに、調査書の学習成績の状況の全体の平均値が、健康栄養学科、こども育成学科ともに3.0以上の者とする出願資格を設け、学科別のアドミッション・ポリシーに適していると校長が認め推薦した者を対象としている。

選考方法は、Ⅰ期からⅢ期ともに面接を全員に課し、小論文と自己推薦書発表のどちらかを選択できるようにしている。

推薦書については、学力の3要素及び学科別のアドミッション・ポリシーに対する適格性についての学校長の5段階評価をもとに評価する。

小論文（選択）試験では文章を理解してまとめる力や、指示を判断して自分の考えを人に伝える力を評価するため、記述式の総合問題形式としている。

自己推薦書発表（選択）は、出願時に、自分自身の様々な体験や活動等と本学を志望した理由とを関連付けて作成した自己推薦書の提出を求めている。試験当日には、自己推薦書の内容について、5分程度で発表して質疑に答えることにしている。

面接では、志望動機・意思、知識・思考力・表現力、学習意欲・態度、学科への適性を評価している。

#### (5) 一般選抜

一般選抜では、Ⅰ期からⅢ期の3回の機会を設定し、一定の間隔を空けた時期に試験日を設定し、受験機会を提供し、受験生の要望に応じている。【表 2-1-2】

【表 2-1-2】一般選抜の学力検査の選択科目

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①「国語総合（古文・漢文を除く。）」</li><li>②「コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・英語表現Ⅰ<br/>・英語表現Ⅱ」</li><li>③「数学Ⅰ・数学A」</li><li>④「化学基礎・生物基礎」</li><li>⑤「生物基礎・生物」</li><li>⑥「日本史B」</li></ul> |
|---|

〈一般Ⅰ期の選択教科科目〉

①②③④⑥から1科目を選択。

〈一般Ⅱ期の選択教科科目〉

①②③⑤から2科目を選択

一般Ⅰ期は上記選択科目の学力検査の結果及び調査書評価、Ⅱ期は上記選択科目の学力検査の結果、面接、調査書評価をもとに選抜を行い、Ⅲ期は小論文及び調査書評価をもとに選抜を行っており、両学科では、出願時に第2志望を希望することができる。

また、英語の一定以上の資格取得者については、出願書類提出時に、合格証書・公式スコア証明書の提出をもって英語科目の筆記試験に替えることができることとしている。【資料 2-1-3】

(6) 大学入学共通テスト利用

大学入学共通テスト利用選抜では、Ⅰ期からⅢ期の3回の機会を設定し、一定の間隔を空けた時期に出願締め切り日を設定し、複数の受験機会を提供し、受験生の要望に応じている。

選考方法は、本学が定める大学入学共通テストの教科科目を受験し、そのうちの1科目（複数科目を受験している場合は高得点のもの）の得点と調査書評価で選抜している。

両学科では、出願時に第2志望を希望することができることにしている。

(7) 社会人特別選抜

社会人特別選抜では、Ⅰ期、Ⅱ期の2回の機会を設定し、受験生の要望に応じている。

社会人特別選抜は、社会人としての経験を2年以上有し、出願資格に該当する者を対象に、志望理由書評価、小論文、面接の結果により選抜を実施している。

入学者の選抜に当たっては、学長が議長を務める入試選考委員会で審議し、合格者案を決定し、教授会で意見を聴いて学長が決定している。また、入試検討委員会では、大学入学者選抜実施要領（文部科学省通知）や学習指導要領の改訂などへの対応、入試実施上の課題や入試区分ごとの入学状況などを参考にしながら、選抜方法・資料等の公正性・妥当性について検証している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）及び収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）は、【表 2-1-3】のとおりである。

令和 2(2020)年度からは両学科とも入学定員充足率は70～90%で推移しており、定員未充足となっているが、収容定員充足率は3年コースを導入したこともあり、令和 4(2022)年度以降 100%超を維持している。引き続き、受験生の資質・能力を多面的に見る入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに実施していく。

健康栄養学科については、過去5年間の入学定員充足率の平均が80.0%となっている。また、こども育成学科については、過去5年間の入学定員充足率の平均が75.0%となっている。

全国的に高校生、保護者の4年制大学志向と専門学校の積極的な経営展開によって、短期大学志願者が減少しており、本県においても年々その傾向が如実に進学実績に表れてきており、本学においても志願者の減少傾向が顕著になっている。

健康栄養学科、こども育成学科の2学科では、令和 2(2020)年度、経済的理由を有する

者等、長期履修を必要とする者に対して、入学時から履修期間を3年とする教育課程（以下「3年コース」という）を設置した。3年コースの需要は高く、設置後、健康栄養学科では6～7割、こども育成学科では7～8割の学生が希望している。健康栄養学科の3年コースの履修生については、希望者に「調理師」あるいは「製菓衛生師」の資格取得につながる支援を行っている。また、こども育成学科の3年コースの履修生は、附属幼稚園や協力保育所などで経験を積むことで、学生は課外の時間を有効に活用している。

【表 2-1-3】 入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）及び収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）（過去5年間）

学科名	区分	2020	2021	2022	2023	2024	平均
		R2	R3	R4	R5	R6	
健康栄養 学科	入学定員	80	80	80	80	80	—
	入学者数	63	73	57	72	55	64.0
	入学定員充足率	78.8%	91.3%	71.3%	90.0%	68.8%	80.0%
	収容定員	160	160	160	160	160	—
	在籍学生数	119	133	166	173	162	150.6
	収容定員充足率	74.4%	83.1%	103.8%	108.1%	101.3%	94.1%
こども 育成学科	入学定員	100	100	100	100	100	—
	入学者数	81	72	80	64	78	75.0
	入学定員充足率	81.0%	72.0%	80.0%	64.0%	78.0%	75.0%
	収容定員	200	200	200	200	200	—
	在籍学生数	151	153	208	190	200	180.4
	収容定員充足率	75.5%	76.5%	104.0%	95.0%	100.0%	90.2%
短大 合計	入学定員	180	180	180	180	180	—
	入学者数	144	145	137	136	133	139.0
	入学定員充足率	80.0%	80.6%	76.1%	75.6%	73.9%	77.2%
	収容定員	360	360	360	360	360	—
	在籍学生数	270	286	374	363	362	331.0
	収容定員充足率	75.0%	79.4%	103.9%	100.8%	100.6%	91.9%

**□ 入試問題の作成は、短期大学が自ら行っているか。**

入学試験の実施に当たっては、入学試験業務を主管する入試部と学長が選任した教員と職員からなる委員によって、厳正、公正、公平、確実を旨として、入試問題の作成、答案の採点を行っている。【資料 2-1-4】

入試問題の作成は、本学の教職員のみで行い、答案の採点も本学の教職員のみで行っている。学長が指名した教授を委員長とした「入試問題作成・評価委員会」を設置し、担当者を秘匿して、高等学校学習指導要領の内容や過去問との重複、適切な難易度などに留意



した作問を行っており、秘密の厳守を徹底している。採点時や判定時には受験生の個人情報  
を隠して受験番号で管理している。

今後も、入試問題の作成は引き続き短期大学内で行う。

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

#### 1 学生募集体制の強化

令和 6(2024)年度入試では、両学科ともに定員未充足となり、その改善は本学の喫緊かつ  
最も重要な課題である。

このため、本学では、オープンキャンパスや高大接続等の取り組みについて、入試部と  
学科の教員が一体となって取り組む入試部ワーキンググループに加え、令和 6(2024)年 2  
月に学長をトップとする学生募集戦略会議を設置するとともに、入試部と広報室及び IR 推  
進室企画部が連携する体制を整備し、組織的な入試広報、学生募集活動展開している。【資  
料 2-1-5】

また、令和 6(2024)年 4 月には、学生募集戦略会議での議論を経て、「令和 7(2025)年度  
入試に向けた学生募集活動基本方針」を策定し、FD・SD 等全学研修会議を通じて教職員に  
周知するとともに、全教職員が総力を挙げて学生募集活動に取り組む機運を醸成した。【資  
料 2-1-6】

同基本方針は、EBPM (Evidence-Based Policy Making=証拠に基づく政策・方針立案)  
に則った戦略的な内容となっており、マーケティングの視点に立って、①商品（大学・短  
大の各学科）、②顧客（高校生等、高校・高校教員、保護者層）、③市場（高校生等が商  
品を購入する場と位置付け）、それぞれの顧客に対するアプローチの方法を具体的に示す  
ものである。【資料 2-1-7】

また、この方針に基づく高校訪問実施要領を定め、入試部と各学科の役割分担や各学科  
による高校訪問時期等の調整ルールなどを定め、戦略的かつ効果的な高校訪問活動を行っ  
ている。【資料 2-1-8】

大学案内とは別に、学科ごとに学科の強みを PR するチラシを作成している。各教員が高  
校訪問する際は、自分が所属する学科以外の PR もできるよう、各教員が短期大学全体の広  
報ができるようにしている。【資料 2-1-9】

今後も、本学の特色や強みの積極的な広報を進めていく。

#### 2 高大連携の促進

高大連携の取り組みは、高校におけるキャリア教育の一環となり、本学にとっても短期  
大学独自の研究内容や学科の情報を高校に提供できるよい機会となる。また、高校生が短  
期大学の学びを体験することで短期大学に対する理解が進み、進学後の学科とのミスマッ  
チを防ぐことができる。さらに、学ぶ目的を明確にして入学した学生は意欲的でもあるた  
め、本学はアドミッション・ポリシーに適合した学生を受け入れることができる。

##### (1) アカデミック・インターンシップの実施

本学では令和 4(2022)年度から以下の目的で、アカデミック・インターンシップを新た  
に企画して実施し、令和 6(2024)年度も実施を予定している。【表 2-1-4】

【表 2-1-4】 アカデミック・インターンシップの実施目的

- (1) 高校生が「山陽学園大学・山陽学園短期大学の学び」に触れ、自己の進路に対する目的意識を高める機会を提供する。
- (2) 山陽学園大学・山陽学園短期大学での授業を通じ、学ぶことの魅力や、学問の深さ・探究心を養う契機とする。

初年度は令和 4(2022)年 8 月 4 日、5 日、8 日、2 回目となる令和 5 年度は 8 月 7 日～9 日のそれぞれの 3 日間で、1 コマ 90 分の授業を 8 回行い、希望者には単位認定も行った。【表 2-1-5】

受講者の募集については、県内外に案内を発送し、ホームページや高校訪問でも参加の呼びかけを行い、受講者を募った。

【表 2-1-5】 令和 5 年度アカデミック・インターンシップのプログラムテーマ

プログラムテーマ	担当学科	
① 岡山城下の文化財・文化資源を考える	大 学	言語文化学科
② 世界の「ことば」について考える		言語文化学科
③ 大学で学ぶ心理学とビジネス		ビジネス心理学科
④ 地域から学ぶ		地域マネジメント学科
⑤ ナイチンゲールは何をした人？		看護学科
⑥ 栄養士入門	短期大学	健康栄養学科
⑦ 保育者としての基礎的な知識と技術の形成		こども育成学科

第 1 回の令和 4(2022)年度には、130 人の申込（県外 5 人）があり、新型コロナ感染等による欠席者もあったが、120 人が参加した。また、第 2 回の令和 5(2023)年度には、95 人の申込（県外 3 人）があり 91 人が参加した。【表 2-1-6】

令和 5 年度春には令和 4 年度の実践者のうち 59 名（49.2%）が、令和 6 年度春には令和 5 年度の実践者のうち 63 名（69.2%）が本学を受験し入学しており、今後もこの取り組みを継続し、高大連携を推進する。

【表 2-1-6】 アカデミック・インターンシップの参加者数等

実施年度	申込者	参加者	単位認定者	入学者	入学率(%)
令和4年度	130	120	94	59	49.2
令和5年度	95	91	77	63	69.2

※入学者は参加者のうちの入学者で、入学率は参加者のうちの実践者率である。

(2) 探究学習の支援

本学では、従前からホームページに本学教員による出張授業のテーマ一覧を掲載し、高等学校等を対象として、講師を派遣して出張授業を実施してきた。令和 4(2022)年度から、高大連携をさらに進めるため、本学の教員が高等学校を訪問して、課題研究のテーマ選を支援したり、探究学習の指導・助言や発表会の講評者を務めたりするなどの支援をより

組織的に行うことになった。そのことの広報のため「探究学習を支援します！」のチラシを作成し、高校訪問等で広報した。【資料 2-1-10】

令和 4(2022)年度から令和 5(2023)年度には、高校の探究学習における生徒の現地調査に本学の教員及び学生が定期的に支援に行ったり、高校の探究学習のテーマ、内容について本学の教員に意見や助言を求めるため高校生が来学したりするなど、高大連携の取組が進んでいる。今後も探究学習の支援を行い、高大連携を進めていく。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

学修支援に関する全学的な方針・計画等については、学修支援センターワーキンググループにおいて整備・運営を行っている。構成員は、学生部長、教務部長、各学科から選出された教員各 1 人、学生相談室主任、教務部職員 1 人、入試部職員 1 人、キャリアセンター職員 1 人、専任の支援コーディネーターである。【資料 2-2-1】

履修指導については、教務部職員が、年度開始時に実施する履修指導の資料作成、開催日程の調整等の運営を行い、学科教務委員が、年度開始時の教務オリエンテーションの際、履修に関する規程や履修登録方法、履修モデルや履修方法、GPA の算出方法等を履修便覧を用いて丁寧に指導を行っている。【資料 2-2-2】

学修支援の実施にあたっては、2 人の学科教務教員と各学年のクラスごとにクラス顧問を配置し、学科の学修支援体制を構築している。

健康栄養学科では、教務委員やクラス顧問が学生の履修計画作成時の支援を行っている。また、クラス顧問は、定期的に面談を行い、学生の履修状況の確認、並びに成績、生活状況等の相談を受け、必要な支援やアドバイスを行っている。

栄養士免許に係る科目のうち「給食校外実習」に関し、事業所・保育園・病院等は、学生の住所を考慮し、担当教員が実習先を開拓し調整している。学校給食関連の実習は「岡山県栄養士養成施設協議会」を介して自治体の教育委員会との間で調整している。令和 3(2021)年度に開設した栄養教諭教職課程では、担当教員が「栄養教育実習」に関し、「岡山市教育実習連絡協議会」において、他の教員養成施設の教員と意見交換・情報共有を図っている。免許状・資格の申請にあたっては、12 月に教務課職員が卒業年次生に対して申請説明会を開催し、一括申請を行っている。

こども育成学科では、教務委員やクラス顧問が学生の履修計画作成に助言し、学生が主体的に学修に取り組めるよう支援している。また、クラス顧問は、定期的な個人面談を通

じて、担当学生の履修状況や成績、免許・資格の取得希望や実習状況、生活状況等を把握している。個人面談の結果、支援が必要と思われた学生に対しては、学科運営協議会にて学科教員で情報共有し、学科全体で支援している。

免許状・資格取得に係る学外実習などの学生への学修及び授業支援、学内外の調整に関する方針・計画等については、「教育・保育実習指導室」において整備・運営を行っている。構成員は、学科長、教育実習・保育所実習・施設実習の実習担当教員である。なお、保育士養成は、岡山県内保育士養成校の実習担当者から成る「岡山県保育士養成協議会」で共通基盤となる方針・計画が設定されており、「保育所実習Ⅰ・Ⅱ」、「施設実習Ⅰ」の担当者は、その構成員として意見・情報共有を図っている。それに基づき、学科内の実習科目に関する授業支援、調整・運営にあたっている。免許状・資格の申請にあたっては、10月に教務課職員が卒業年次生に対して申請説明会を開催し、一括申請を行っている。

このほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2(2020)年度より全学的に遠隔授業を導入して以降は、通信環境の違いによって学生が不利益を被ることがないように、また、遠隔授業に関する学生の意見・要望をくみ上げるために、年度初めに学生の自宅における通信環境の実態を把握している。さらに、オンライン担当教員がオンライン授業の受講や課題提出方法を丁寧に説明し、端末操作が苦手な学生には個別に対応するなど、学修支援を行っている。

以上のとおり、教職協働による全学的な学修支援体制を構築している。

#### 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

教員の教育活動を支援するために、TA や SA (Student Assistant) などを適切に活用しているか。

教員の教育活動を支援するため、TA・SAは配置していないが、非常勤職員、助手等を適切に活用している。

健康栄養学科では、授業担当教員の教育活動を支援するため、管理栄養士の資格をもつ助手を配置し、正課の実験・実習の準備や器具の管理、授業中の教員の補助を行っている。

こども育成学科では、保育士必修科目「子どもの食と栄養」の授業において、乳幼児食の調理実習の際に非常勤職員を1人配置し、調理実習の準備や授業中の指導補助のほか、後片付けを含めて調理室の管理を行っている。また、その他にも、教務職員、非常勤職員を各1人配置し、授業中の学修支援に従事するとともに、実習に伴う事務処理を担当している。

オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

オフィスアワー制度は、全学的に実施している。オフィスアワーの情報は、通常の掲示板、学内イントラネットのWebページ、Moodleに掲載し、学生に周知している。【資料2-2-3】

オフィスアワー以外にも、教員は授業の空き時間を活用するなど積極的に学生の質問・相談に応じている。また、大学ホームページの教員紹介ページに教員のメールアドレスを公開するほか、教職員-学生間で「Moodle」、Office365「Teams」を利用し、細やかな相

談体制を構築している。

非常勤講師については、オフィスアワーの代替として、個々の教員が提示した質問方法に関する情報を、オフィスアワーの情報として学生に公開している。【資料 2-2-3】

**□ 障がいのある学生への配慮を行っているか。**

障がい学生への支援については、令和 5(2023)年 4 月に設置した学修支援センターが中心となり、教務部、学生部、学生相談室、各学科など、関係部門が連携し、障がいのある学生が安心して学べる場の提供に努めている。

学生本人からの申し出やクラス顧問、学生相談室から支援依頼があった場合、平成 28(2016)年 4 月に作成した「障がい学生支援のガイドライン」に従い、学生や保護者との面接により、支援に必要な情報を収集し、それに対する支援内容を検討し、学生や保証人が内容を確認したうえで関係教員等に周知しており、学生個々の実情を反映した支援となっている。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

**□ 中途退学、休学及び留年などへの対応策を行っているか。**

中途退学、休学及び留年などへの対応については、クラス顧問を中心として学科単位で行っている。

教務部では年度初めに全ての学生の成績表と履修登録状況をクラス顧問に配付しており、各クラス顧問はその資料と学生の進路希望に基づき履修指導を行っている。

学内の教員は、教務部が準備した「欠席状況入力ページ」に、担当科目の履修者の欠席回数を入力している。非常勤教員は、履修者の欠席回数が累計で 3 回及び 6 回になった時点で、教務部にその学生の学籍番号と氏名を報告し、教務部職員が「欠席状況入力ページ」に入力しており、これにより学内の全教員が各学生の欠席状況を把握することができる。

クラス顧問は、欠席回数が多い学生や、科目担当教員から成績や授業への取り組み姿勢に問題があると報告があった学生には、適宜面談を行って注意喚起等を行うとともに、学修、進路、生活、心身の健康、対人関係などの悩みがないか確認している。面談内容は、学科会議で共有し、実態の把握や原因分析、改善の検討を行い、必要に応じて保護者に連絡することで、学科全体で留年防止対策をとっている。

進路変更（中途退学・休学等）に関する各種の相談に対しては、クラス顧問を中心に面談を重ね、保護者とも相談し、時間をかけて最良の結論を導き出すよう努めている。経済的理由で退学を考えざるを得ない学生への支援として、授業料の分納・延滞を認めている。また、そうした学生には、学生部で各種の奨学金やアルバイトを紹介している。

最終的に中途退学・休学を選択した場合、クラス顧問は面談報告書を教務部に提出し、中途退学・休学理由の詳細な記録を残している。【資料 2-2-6】

**(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）**

教職員－学生間で「Moodle」、Office365「Teams」を利用していることから、学生は学科教員に適宜質問や相談ができる環境が整っていることもあり、学生のオフィスアワー制度への理解度が低いように思われる。年度初めや授業のオリエンテーション時に周知する等、学生の理解度を高めるよう改善していく。

単位不認定の科目が多い学生は、変則的な履修となるため、教務担当教員やクラス顧問が連携し、個別に継続的に学修支援を行う。

中途退学者、停学者及び留年者への対応については、クラス顧問が個人面談等を通して得た情報を学科会議で共有し、可能な限り早期から学生本人及び保証人と面談し、学科長および関係教員とも連携して学生にとってより良い解決ができるよう努めていく。

健康栄養学科では、クラス顧問による個人面談の回数を増やし、学修状況等を的確に把握し、必要な支援を行っている。また、令和 3(2021)年度より栄養教諭二種免許の教職課程を開設し、教員採用試験を目指す学生が自由に学ぶことができる環境を整備するため、学修支援室を設置して、学修支援を行っている。

こども育成学科では、学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げるために、年度末に「学生生活に関するアンケート」を実施しており、次年度以降の継続的な学修支援の改善に一層活用していく。【資料 2-2-7】

このように、教職協働による学生への学修及び授業支援については、今後も学科の教員と事務職員の協働により、教職員相互の意見を集約しながら学修支援を行い、学生への対応をより充実させていく。

障害者差別解消法が一部改正され、令和 6(2024)年 4 月から私立大学の合理的配慮提供が義務化されたことから、令和 5(2023)年度から障がい学生の支援を専門に行う組織として、学修支援センターを設置したところであり、新たに配置した支援コーディネーターの専門性を活用し、適切な障がい学生の支援に努めることとしている。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。

本学は、学生の就職支援のための部署としてキャリアセンターを設置している。本学のキャリア支援には、各学科が独自に行う支援、学科とキャリアセンターが協力して行う支援、キャリアセンターが独自に行う支援がある。

#### (1) 全学共通のキャリア支援体制（キャリアセンター）

全学的なキャリア教育とともに、就職支援の組織としてキャリアセンターを設置し、学生が自分を知り、社会を知り、社会に踏み出す力・社会の中で生きていく力を養うための支援を行っている。キャリアセンターでは、学生一人ひとりが自信を持って就職活動に臨めるよう、次の支援を行っている。

なお、コロナ禍においては、キャリアセンターが実施する就職支援事業の多くが中止や

縮小、オンライン開催を余儀なくされた。令和5年度は、すべての事業が対面開催に戻り、学生の就職意識がより高まったと考えている。

#### ① 就職情報システム

本学では「求人票、企業情報等の検索」ができる独自の就職情報システムを構築しており、1年次より学生全員をシステムに登録している。本システムは、学内はもとより学外からもパソコンや携帯電話で求人票や企業情報を見ることができ、就職活動を進める上で、強力なサポートシステムとなっている。（求人情報 年間約3,800件、会社情報 約1万件）

#### ② キャリアセンターワーキンググループ

キャリアセンター職員と大学・短期大学の各学科から選出された教員で構成し、毎月、学生の就職状況やキャリア形成支援について、協議し情報共有を図っている。【資料2-3-1】

#### ③ 就職懇談会

就職への保護者の理解を深めてもらうため、次年度卒業予定の学生及びその保護者を対象に、毎年11月上旬に開催している。就職状況や就職活動スケジュール、栄養士・保育士等をめざす就職活動のポイント、学内のサポート体制等の説明のほか、卒業生・内定学生による体験発表、座談会を行っている。令和5(2023)年度(11月5日開催)は、学生、保護者あわせて137人が参加し対面で実施した。学生の就活への向き合い方、保護者としての心構えなどを学ぶ場となっている。【資料2-3-2】

#### ④ 社会人入門(健康栄養学科)

社会人としての一般常識や基本的なマナーを修得するとともに、就職活動に向けて必要な知識・能力を身につけることを目的に正課内に設置した科目である。外部講師の協力も得て、就職活動の基本となる自己分析、業界研究をはじめ、面接・マナー講座、適性検査受験、就職サイト登録などを行っている。【資料2-3-3】

#### ⑤ 各種資格支援

キャリアセンターでは、各種資格取得支援を行っており、毎年「漢字検定」「秘書検定」の学内受験を実施している。特に、こども育成学科では、就職先での誤字脱字等漢字の間違いを防ぐため、キャリアセンターと協力して漢字検定の受験を推奨している。【資料2-3-4】

#### ⑥ 各学科と連携した「業界研究会」

企業や施設の担当者を学内へ招き、業界・企業(施設)の状況や採用動向などについて学生が直接話を聞くことができる以下の行事を開催している。

##### 1) 栄養士業界研究会

1年次生(2年コース)、2年次生(3年コース)を対象に、毎年1月下旬に開催している。正課授業「社会人入門」の中で実施している。就職先として高い割合を占める給食委託会社を招き、企業紹介や採用したい学生像等についての話をいただいている。令和5(2023)年度は57人の学生が参加した。【資料2-3-5】

##### 2) 保育士合同面談会

1年次生(2年コース)、2年次生(3年コース)を対象に、保育所を運営している社会

福祉法人を招いての合同説明会であり、学生が直接参加法人に相談したり助言を受けたりできる貴重な機会となっている。学生との面談後は、参加法人と学科教員との懇談を行い、保育現場との情報交換を行っている。【資料 2-3-6】

### 3) 卒業生による業界研究会（一般職）

各業界（一般企業）で活躍している卒業生を招き、社会人としての経験談や就職活動のポイント等について、生の声でアドバイスを受ける機会を設けている。正課授業「社会人入門」の中で実施している。【資料 2-3-7】

#### ⑦ 就職支援バス

就職活動が解禁となる 3 月に 1 年次生（2 年コース）、2 年次生（3 年コース）を対象として、大阪市内で開催される大規模合同説明会に無料バスを運行している。コロナ禍で 4 年間休止していたが、令和 5 年度に再開し 9 人の学生が参加した。【資料 2-3-8】

#### ⑧ 各種セミナー

##### 1) 就活塾

低学年次から就職意識を高めるため、就職サイトなど外部講師の協力を得て、毎年開催している。学年に応じて、就活塾Ⅰ（学生生活の過ごし方など）、就活塾Ⅱ（就職活動スタートアップ・サイト登録）、就活塾Ⅲ（インターンシップガイダンス）を開催している。令和 5(2023)年度は、あわせて 22 人の学生が受講した。【資料 2-3-9】

##### 2) 公務員試験対策講座及び公務員試験対策セミナー

公立幼稚園・保育所・認定こども園への就職をめざす学生を対象に、公務員試験の専門試験対策講座として、こども育成学科の教員が前期 10 コマを行っている。令和 5(2023)年度は、18 人が受講した。また、公務員試験の教養科目については、東京リーガルマインド岡山本校と連携し、教養講座を実施している。学科教員や公務員経験をもつスタッフによるフォローアップ対応も行っている。【資料 2-3-10】

なお、公務員試験対策講座に先立ち、公務員試験の概要を学修するため、公務員試験対策セミナー（1 日のみの講座）を開催している。【資料 2-3-11】

##### 3) 面接対策講座

ハローワーク等の協力を得て、毎年面接対策として次年度就職予定の希望学生を対象に模擬面接を行っている。【資料 2-3-12】

#### (2) 健康栄養学科

〈教育課程内の取組み〉

##### ① キャリア形成支援

キャリア形成に関連する科目として「知的生き方概論」（1 年前期）、「一般教養基礎」（1 年前期）および「社会人入門」（1 年後期）を開講し、学生のキャリア発達の支援や職業観の涵養を図っている。

##### ② 校外実習とインターンシップ

栄養士免許の取得に必修の「給食校外実習Ⅰ・Ⅱ」を保育所、小学校、事業所、福祉施設、病院などの特定給食施設で実施している。職域が広範囲にわたる栄養士業務を直接体験することにより、自身の希望する職域におけるインターンシップとしても機能しており、学生が将来の進路を決定するうえで参考となっている。

##### ③ 「専門演習Ⅰ」の開講



卒業年次に通年で「専門演習Ⅰ」を開講している。この授業では、栄養士に必要とされる知識や考え方を確認し、それらを有機的に活用して給食の運営・管理および栄養指導に活用できることをめざしている。なお、この学修成果は栄養士実力認定試験(全国栄養士養成施設協会主催)の受験結果をもとに評価している。

〈教育課程外の取り組み〉

① 就職関係情報の共有とキャリアセンターとの連携

学科会において、就職状況や活動状況を把握・分析・検討し、その結果を学科教員間で共有している。これを踏まえて、就職担当教員とクラス顧問がキャリアセンターと密接に連携して就職支援に当たっている。

(3) こども育成学科

〈教育課程内の取り組み〉

① 教育実習、施設実習、保育所実習の実施

こども育成学科では、教育実習、施設実習、保育所実習(認定こども園を含む)がインターンシップとして位置づけられる。

② Sanyo 子育てサポート実習の提供

選択科目であるが、本学附属幼稚園をはじめとする幼稚園や保育所、福祉施設での就業体験を通し保育・幼児教育にかかわる「学びの場」を提供する。45時間以上のボランティア活動により単位を認める。

③ キャリアデザインⅠ・キャリアデザインⅡの科目を開講

キャリアデザインⅠは、必修科目とし就職活動に向け、社会人として必要な一般常識と基本的マナーを基盤に、保育者に必要な専門性と知識について学習する。キャリアデザインⅡは、選択科目であるが、ほぼ全員が受講している。卒業年度までに身に付けた保育者としての必要な専門性と就職活動に必要な姿勢・態度、能力をさらに向上させ、それらを活用し就職活動に臨むことができるようにする。【資料2-3-13】

〈教育課程外の取り組み〉

教育課程外の取り組みとしては就職先への礼状送付と訪問を実施している。礼状送付や就職お礼の訪問により信頼関係を築き、情報交換や卒業生のサポートを目的としている。

**□ 就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。**

(1) 全学共通(キャリアセンター)

キャリアセンターでは、専任職員4人(うちキャリアカウンセラー1人)による個別担当制を設け、学生一人ひとりの能力や特性に応じた個人相談(面談)や指導を行っている。求人票検索や企業情報の提供、履歴書・エントリーシート作成、面接練習など就職決定時まで、きめ細かいマンツーマンの指導を行っている。【エビデンス集(データ編)表2-4】

(2) 健康栄養学科

健康栄養学科における就職活動の支援はクラス顧問とキャリアワーキンググループ委員が担当している。求人情報など就職支援に関わる様々な情報について本学科とキャリアセンターとのパイプ役として機能している。

一方、クラス顧問は定期的に個人面談を実施しており、その際、学生の進路希望を確認したうえで必要な指導と助言を行っている。また、就職活動中の学生に対しては、就職担

当教員と連携して履歴書の添削、面接を含む採用試験対策を随時行っている。

(3) こども育成学科

① 共有した情報に基づく学生指導

クラス顧問と学科のキャリアワーキンググループ委員が学科会やオンラインにて就職に関する情報提供を行い、それを教員間で情報共有しながら学生指導を行っている。

学生からの相談には、各教員が随時対応している。特に就職先が決まらない学生には、園に連れて行くなどの対応も行っている。就職試験に先立ち、実技や面接、履歴書に至るまで細かい指導を行っている。

② 保育現場との情報交換体制

就職お礼訪問時に加え、実習巡回指導時に求人を依頼されるほか、園からの訪問や電話による求人依頼をうけ、学生の就職状況や傾向などの情報を交換している。

③ 「就職相談室」の取り組み

就職試験を受験した学生からは試験についての情報を記録に残して、相談室に保管している。学生が自由に閲覧できるようにしており、学生の就職支援に活用している。卒業年次生を対象として「就職相談室」という取り組みを実施している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

(1) キャリアセンター

① 就職内容及び学生満足度の向上

キャリアセンターでは、全学科就職率 100%の達成と維持、地元優良企業（施設）への就職割合を高めることを目標としている。同時に、個々の学生のキャリア形成において満足度を高めることを目指している。こうした目標を達成するため、各学科のクラス顧問等と連携しながら、学生の希望や特性に見合った指導を充実させるとともに、就職ガイダンスやインターンシップへの積極参加、新たな企業（施設）開拓などを積極的に行っていく。

② 卒業生・企業（施設）アンケート調査結果を踏まえたキャリア支援【資料 2-3-14】

卒業生アンケート調査は、卒業後1年目の学生を対象に、在職・離職の状況把握、在学中のキャリア支援事業の社会での応用、社会経験を通じて必要と考える能力等を調査している。また、企業（施設）アンケート調査は、卒業生が就職した就職先の企業（施設）を対象に、現在の在籍状況や本学学生の評価、企業（施設）が必要と考える能力・資質などを調査している。

これらの調査をより充実させ、卒業生の実態把握とフォローアップ、本学のキャリア支援の検証、改善につなげていく。

(2) 健康栄養学科

① 専門職就職率の改善

健康栄養学科は、栄養士養成施設の認可を受けており、入学当初は大多数の学生が栄養士としての専門職就職を目指している。しかし、最近、専門分野の学びが進むにつれて就職志望を栄養士職から一般職へ変更するものが増す傾向にある。

この理由のひとつとして、職場環境などの点から栄養士の仕事にやり甲斐を感じられない学生が少なからず存在することがあげられる。養成施設として社会に貢献する意識をもった有為の人材を育成していくためにキャリア教育の内容を見直し、さらに充実させてい

く必要がある。

(3) こども育成学科

① 公立幼稚園・保育所・認定こども園への就職者の増

キャリアセンター主催の公務員試験対策講座（教養試験）と学科主催の専門試験対策講座を開講することにより受講生も増え、公務員試験への意識が高まった。令和4(2022)年度は3人、令和5(2023)年度は1人の学生が正規公務員として就職した。今後、さらに対策の充実を図っていく。

**2-4. 学生サービス**

**2-4-① 学生生活の安定のための支援**

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-4-① 学生生活の安定のための支援**

学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

学生サービス、厚生補導の組織として、学生部、学生部ワーキンググループ、共生・グローバル推進センター、学生相談室、保健室および学生寮を設置している。

学生部は、学生の修学上および生活上の相談助言、課外活動への指導助言、アルバイトやボランティアなど、学生生活全般を担当するとともに、学生部ワーキンググループ、学生相談室等の関係部門と連携して諸課題の対応に当たっている。

学生部ワーキンググループは、学生部長と、大学は各学科教員2人、短期大学は各学科教員1人のメンバーからなり、月1回の定例会議を開き、学生の課外活動、福利厚生、その他学生生活の指導に関する事項を審議し対応している。【資料2-4-1】【資料2-4-2】

学生相談室「ここさぼ」は週4日開室し、いずれも臨床心理士の資格を有するカウンセラー1人（兼任教員）と非常勤カウンセラー1人が相談にあたっている。【資料2-4-3】【資料2-4-4】

保健室は、毎日開室し、応急手当普及員に認定されている学生部の職員と、山陽学園大学看護学部が協力して日々の身体的な不調への対応を行い、専門的な判断が必要な場合は看護学部の教員が交代制で対応している。【資料2-4-5】【資料2-4-6】

学生寮は学内敷地に設置している。定員60人（2人部屋30室、個室利用も可）、在寮期間は原則1年間である。寮監（教員）が適宜、寮生の相談や問題等に対応しており、常駐している寮管理者（職員）1人が寮生の生活をサポートしている。【資料2-4-7】

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っているか。

本学では、全学生の健康相談や心身の不調に関して、保健室および学生相談室でサポートしている。さらに、全学科でオフィスアワーを設けており、クラス顧問が個別に相談に

応じている。

ハラスメントについては、本学ハラスメント防止委員会に各学科の教員および事務職員計7人をハラスメント相談員として配置するとともに、相談員の名簿および相談の流れを掲示板に掲示し、周知を図っている。また、ハラスメントの防止等に関する教職員研修会を適宜実施し、ハラスメントに対する意識向上と予防に努めている。【資料2-4-8】

本学の課外活動を行う団体は、令和5(2023)年4月現在、学友会、部長会、大学祭実行委員会をはじめ、文化部会16団体、体育部会9団体、同好会が5団体ある。各団体それぞれに教職員が顧問となり、活動の助言、指導を行っている。課外活動は、正課の授業や講義だけでは得ることのできない人間力を養ううえで重要であることから、学生部も日常的に積極的なサポートを行っている。【資料2-4-9】

活動運営費用は学生が納付する学友会費を基盤としているが、本学の教育支援組織（協助会）から同好会を含め全団体に年1回援助金を提供している。協助会からの援助金については、学生の課外活動を活性化するため、活動報告、活動計画、問題点や要望等について学生部が面談を行ったうえで活動状況に応じ傾斜配分している。【資料2-4-10】

学友会、部長会、大学祭実行委員会では、年2回リーダーズトレーニングを実施している。新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2(2020)年度以降は、1日の開催としていたが、令和5(2024)年3月から1泊2日の合宿研修を再開させた。この、リーダーズトレーニングにより、リーダーとしての自覚を養うとともに年間行事計画を策定し、団体間の団結力と相互の連携を図っている。学生部ワーキンググループの委員と学生部職員も参加し指導・助言を行っている。【資料2-4-11】

ボランティア活動は、コロナ禍の影響で、外部からの依頼が激減していたが、令和4(2022)年度は大幅に増加したため、大学ホームページの学生サイトや掲示板等を活用して周知を図り、令和5(2023)年度は51件のイベントに対し、延べ436人の学生が参加し、地域貢献に寄与した。【資料2-4-12】

特に、平成25(2013)年度に発足した学生の自主防犯組織「さんばと隊」は、学友会、部長会、大学祭実行委員会が中心となって活動しており、地元町内会や警察と連携・協力して児童の登下校の見守りなどの防犯活動に取り組んでいるが、これまでの活動が評価され、令和3(2021)年4月には岡山県から「犯罪のない安全・安心まちづくり功労賞」を受賞した。【資料2-4-13】【資料2-4-14】

表彰制度として、学業成績の優秀な学生に対し卒業時に授与する「上代皓三記念賞」、「上代皓三記念賞」に次ぐ優秀な学生に対し同窓会から授与する「花水木賞」をはじめ、課外活動において特に優れた成果をあげた学生を対象とする学生表彰制度（栄章「文化賞」、栄章「スポーツ賞」）を設けている。

#### □ 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

意欲のある学生が経済的理由により、進学及び修学の継続を断念することがないように、日本学生支援機構の奨学金は、令和2(2020)年度から開始した給付型奨学金を含め、短大生の約36%が受給しており、多くの学生が活用している。【資料2-4-15】

本学では、奨学金制度について、新入生に対しては、入学時のオリエンテーションで制度や手続きについて説明しており、2年次生以降についても学生部の窓口で随時対応して

いる。日本学生支援機構の奨学金の申請については、予約・新規別に説明会を開催し、手続きにあたっては電話やメールにより個別に対応し、遅滞なく申請手続きを行っている。日本学生支援機構の奨学金に採択されなかった学生については地方公共団体の奨学金、民間の奨学金や本学と提携している株式会社オリエントコーポレーション、株式会社セディナの教育ローンを紹介している。また、本学独自の山陽学園大学・山陽学園短期大学協定会奨学金を設けている。【資料 2-4-16】

本学独自の奨学制度として、選考により対象者を決定する「特別奨学生制度」と、有資格者を対象とする「特待生制度」を設け、学生の経済的負担を減らし、安心した学びを支援している。「特別奨学生制度」では、特別奨学生、在学生対象特別奨学生、「特待生制度」では、家庭科技術検定資格、学校推薦型選抜入学、社会人特別選抜入学、沖縄等遠隔地からの入学、兄弟姉妹入学、山陽学園卒業者の子女を設定している。【資料 2-4-17】

アルバイトを必要とする学生に対しては、企業等からの求人の内容を検討し、適切と判断されるものを学業の妨げにならない範囲で掲示している。

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービス、厚生補導については、学生部、学生部ワーキンググループなどの組織と学生が協働し、学生サービスの向上と本学の教育理念である「愛と奉仕」につながる指導を行っていくために今後もさらに改善を続ける。

健康支援については、特にメンタルケアを必要とする学生を早期に発見し、支援を行うため、「教職員のための学生サポートハンドブック」の改訂も含め、改善する。

課外活動の支援については、コロナ禍で活動が制限され、縮小していることや新入生の部活参加率が低下していることから、学友会、部長会などと協力して新入生の勧誘を積極的に行い、参加率の向上につなげる。

経済的な支援としての本学独自の奨学制度について、今後の学科の動向や特性を踏まえ、学生生活の実態に即したものになるよう工夫し、支援の充実を図る。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、

**付属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。**

本学は、短期大学設置基準を満たす専用の校地・校舎を有し、キャンパス内には大学・短期大学共用でグラウンド、テニスコート、図書館、体育館、学生会館・ブックセンター、クラブハウス、学生ホール（食堂）、学生寮、学生ロッカー、駐輪場、学生駐車場などを配置しており、快適に学修及び教育研究活動を行うことのできる環境を保持している。本学へのアクセスは、JR 岡山駅から路線バスのほか、朝夕直行バスを運行しており、約 20 分でアクセス可能である。【資料 2-5-1】 【資料 2-5-2】 【資料 2-5-3】

体育館は、授業で使用しない時間は学生がクラブ活動等に利用可能で、建物の Wi-Fi 環境については年度計画のもと、建物単位で整備を進めている。

また、火災、地震その他災害、感染症等の発生に対応するため、「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」、「山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン」等整備し、学生、教職員の安全確保を図っている。【資料 2-5-4】 【資料 2-5-5】

なお、令和 5(2023)年 5 月から新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したが、引き続き拡大防止のためキャンパス内各箇所にアルコール消毒液を設置しており、感染縮小後も衛生面を配慮し設置を続けている。

**2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用**

**□ 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。**

校舎内に講義室、実習室、演習室、実験室、コンピュータ室及び研究室、会議室等を配置し、本学の教育研究活動に必要な各種の施設・設備の整備を行っている。加えて、バリアフリー化や無線 LAN 環境の整備を進めており、快適な学修環境を提供し有効活用している。

**□ 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。**

本学の図書館は、大学と短期大学の共用館であり、総面積 1,183 m<sup>2</sup>、座席数は 140 席である。資料としては、学術図書 15 万 3,120 冊（短期大学 10 万 0,505 冊）、購入雑誌 197 種（短期大学 58 種）、電子ジャーナル 34 種（短期大学 5 種）、視聴覚資料 4,267 点（短期大学 1,813 点）の他、新聞 8 紙、データベース 7 種（短期大学 1 種）、電子 Book 143 冊を所蔵している。

図書館の資料は学科のカリキュラムに沿って総合的に購入しており、学生図書委員会や図書館委員会を開催し、資料の収集・選定を図っている。その他にも、学生目線で書籍を選ぶことのできるブックハンティングを年 2 回学外の書店で実施している。

なお、複本や利用価値の無くなった資料は、「資料の除籍に関する内規」に基づき除籍を行っている。

図書館の開館時間は、平日の前期は 8:30~19:30、後期は 8:30~19:00、土曜日は 8:30~17:00 となっている。【エビデンス集（データ編）表 2-11】

令和 5(2023)年度の開館日数は 268 日で、入館者数は 18,749 人、学生一人当たりの貸出冊数は 4.4 冊となっている。

図書館の利用を促進するため、1年次生全員にクラス単位で図書館利用セミナーを行い、卒論等に向けてはゼミ単位の文献ガイダンスで資料の検索指導をしている。シラバス参考図書コーナーやキャリアセンター・教員推薦図書コーナー（教員とキャリアセンターからお勧め図書を募り、推薦文と共に展示し、スタンプラリーを実施）、学生展示コーナー（ゼミやクラブ、個人でも展示が可能）等、学生の興味を引く展示も行っている。隔年ごとに「図書館アンケート」を実施し、学生の要望や意見を聴取し、改善に努めている。【資料 2-5-6】

本学にとってバリアフリーは大きな課題であるが、現状では車椅子の学生が図書館を利用する事は困難である。そのため図書館利用セミナーでは個別に資料検索の方法や図書館ホームページの使い方をマスターしてもらい、希望する資料があれば車椅子での移動が可能な教務部で受けとれるようサポート体制を整えている。

平成 21(2009)年より社会貢献の一環として図書館を開放して以来、卒業生の他、他大学の教職員や地域の方の利用も多くなっている。令和 5(2023)年度の新規学外利用登録者は 30 人である。平成 27(2015)年 9 月からは岡山県立図書館の「図書館ネットワーク」に参加している。これにより県内の公共図書館の資料を搬送便で取り寄せ、個人が予約した県立図書館の本を本学図書館で受け取ることができるようになった。また県立図書館で借りた本を本学図書館に返却することも可能になり、学生に大変喜ばれている。平成 28(2016)年 6 月からは県立図書館の利用者カードの発行も行っている。また逆に公共図書館から本学への貸出依頼も増え、令和 5(2023)年度は 61 件の貸出依頼が寄せられた。

**□ 教育目的の達成のため、コンピュータなどの ICT 施設を適切に整備しているか。**

コンピュータ教室等の IT 機器を備えた施設として、情報教育で使用するための実習室を 3 室（学生用 PC 50 台の部屋が 2 室および 14 台の部屋が 1 室）整備している。実習室には授業支援システムを導入し、学生の理解度を確認しながら授業を実施できる環境を備えている。いずれの実習室も自由に利用できるよう、授業時間外は学生に開放しており、その運営は教員 4 人（兼任）で構成する情報教育センターが、管理は情報教育センターと教務部が担当している。【資料 2-5-7】

学内すべての棟を 1Gbps の LAN で結び、各教室に情報コンセントを設置するとともに、本館・A 棟・D 棟・E 棟、G 棟のすべての教室および B 棟・C 棟の一部の教室に無線 LAN を整備している。これにより、コンピュータ教室以外においても、学習管理システムの Moodle、Microsoft 365、Google Workspace 等を使用し、学内・学外のネットワーク資源を活用した教育やアクティブ・ラーニングを実践できるようになっている。【エビデンス集（データ編）表 2-12】

**2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性**

**□ 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。**

校舎内は障がい者に配慮したエレベーター、自動ドア、スロープなどを施し施設利用に支障はないように心掛けているが、学内全面的な対応はできていない。A 棟はエレベーターや車椅子用トイレ、一部自動ドアの設備がなく、また B 棟と C 棟、E 棟（図書館棟）は、

それに加えスロープもないため、車椅子使用者は不便な構造となっている。【資料 2-5-8】

本館棟やD棟については、エレベーターやスロープを完備しており、車椅子使用者が講義を受ける際の教室の配慮を、可能な限り行っている。

**2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理**

**□ 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。**

授業を行う学生数については、教育効果を十分あげられるよう講義、実験・実習、演習などの授業形態に応じて人数の上限を設定し、教育の質を十分担保している。クラス分けによる授業を実施しているので、教室収容数に対する受講者数の割合は高くない。【資料 2-5-9】

健康栄養学科では、栄養士法施行規則第9条第10号の定めに従い、専門教育の実験・実習科目のクラスサイズを40人に設定している。講義科目については、プロジェクター・スクリーン等の機器を設置し、教育効果が十分にあげられるように配慮している。

こども育成学科においては、保育士養成に係る演習科目は1クラス50人以下とし、ピアノなどの実技科目では教育効果を上げるため、学生数に応じて非常勤講師を配置し、習熟度に応じたより少人数のグループに分けている。

**□ 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。**

本学の施設・設備については、法令等に基づく定期点検を実施するとともに、日常的な巡視・点検活動により未然に不具合の発生を予防することで、安全性の確保を図っている。

大学・短期大学の校舎等の耐震化については、順次進めているところであり、A棟の耐震化・大規模改修工事を完了し、令和6(2024)年4月1日現在の耐震化率は70.9%となっている。残る未耐震化の施設については、安全・安心の確保の面からも、早期の耐震化の必要性を十分認識しており、財政状況も勘案しながら、耐震診断実施済みの施設（B棟、給食管理実習施設及びC棟）から計画的に（令和7(2025)年度以降）耐震化を進めることとしており、耐震化準備委員会を設置し、具体的な耐震化方策の検討を行っているところである。【資料 2-5-10】

**(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）**

基準 2-6 にもあるが、本学は学修環境等について学生アンケートを行っており、学生代表者とその結果について協議している。大学側は教育目的達成のために必要な施設・設備改善の優先順位を決定しているが、今後は更にスピード感を持った取り組みをしていく。

図書館については、コロナ禍における登校制限の経験を活かし、いかなる状況でも学修を支援する場としての図書館機能を最大限活用できるように利用環境の整備を進めていく。

また、本学においてもアクティブ・ラーニングを取入れた授業が増加していることから、授業時間外での学生のグループワークやディベートなどの主体的な学修を支援する場としてのラーニングコモンズの重要性が増している。そこで、ラーニングコモンズについて、現状の問題と改善すべき点を全学的な検討により明らかにし、それに基づいて拡充に取り



組む。

双方向授業の推進やネットワーク上の情報を教育に活用するため、ネットワーク機器の更新と無線 LAN の設置を進めてきた。今後も未整備の棟について、整備を推進する予定である。【資料 2-5-11】

また、無線 LAN の環境整備が進むことで、外部との通信量が増加することが予測される。その対策として、外部回線の 200Mbps から 500Mbps への増速を、令和 5(2023)年度に実施した。

校舎の耐震化についても、耐震化準備委員会において検討を進めていく。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映しているか。

<全学的な取り組み>

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みについては、主として「学修行動及びキャンパスライフ調査」【資料 2-6-1】、「学生による授業評価」【資料 2-6-2】、学友会による「学生生活アンケート」【資料 2-6-3】及びクラス顧問による面談を活用している。

「学修行動及びキャンパスライフ調査」では、全学生を対象として、教育の内容、学生の満足度や学修習熟度などを把握し、その結果を取りまとめ、分析を行い、合同会議や FD・SD 等全教職員研修会議（以下、「FD・SD 研修会」という。）などを通じて、全教職員で情報共有し、学修支援体制の改善に反映させている。

授業評価アンケートでは、自由記述欄を設け授業を中心とした学修に対する学生の意見をくみ上げている。それらは、担当教員にフィードバックし、学修および授業支援の体制改善に反映させている。学生生活アンケートについては、調査結果を分析し、学修支援の改善に活用している。

また、平成 28(2016)年度末からは「卒業時アンケート」【資料 2-6-4】を実施している。

クラス顧問は学生の求めに応じて、随時、個人面談を行い、状況を把握したうえで学生の要望に沿えるように支援の内容を見直している。

併せて、こども育成学科では年度末（1 回）に各学年に対し、「学生生活に関するアンケ

ート」【資料 2-6-5】を実施している。その中で、授業評価に関する項目を設けており、不満点や改善点を自由記述にて回答してもらっている。その結果を統計的に処理し、学科会議にて報告後、各授業担当教員が改善を検討、実施する体制をとっている。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大し、全学的に遠隔授業を導入して以降、本学科のオンライン授業の現状を把握し、授業改善に活用することを目的に、令和 2(2020)年 7 月と 12 月、令和 3(2021)年 8 月に「オンライン授業に関する学生調査」を実施した（オンライン調査）。この調査では、オンライン授業に対する満足度や理解度、オンライン授業のメリットとデメリットについても尋ねており、学生の通信環境やオンライン授業の問題点を早期に解決に繋げることができるよう、集計結果は学科教員で共有し、改善に反映している。

**2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**□ 学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。**

日常的な学生生活に関わる学生の意見・要望の把握は、学生部窓口やクラス顧問の指導教員を中心に行われている。意見や要望についてはその内容に応じて学生部や各学科等で検討し、適切に対応するよう配慮している。

学生生活の満足度、福利厚生施設や大学・短大の各部門に対する意見や要望については、学友会が実施する全学生対象のアンケート調査を基に取りまとめ、年 1 回学生と大学との懇談会で意見交換している。懇談会には学友会等団体や寮長などの学生代表と大学・短期大学からは学長、副学長をはじめ各学部長や事務の各部門の長が出席し、学生の意見・要望等の情報共有と改善に役立てている。【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】

全学生を対象とした「学修行動及びキャンパスライフ調査」では、学生生活についての設問のほか、自由記述欄を設けて、学生の意見をくみ上げ、その結果を取りまとめ、分析を行い、合同会議や FD・SD 研修会などを通じて、全教職員で情報共有し、学生生活の体制改善に反映させている。【資料 2-6-1】

**2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**□ 施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。**

学修環境等について、学友会は「学生生活アンケート」を行い、学生代表者とその結果について協議し、学修支援及び学修環境に関する学生の意見や要望を聴取している。アンケート結果は全教職員が共有し、共通認識のもと施設・設備等の改善の参考とし実行を図っている。

全学生を対象とした「学修行動及びキャンパスライフ調査」では、本学の施設整備に関する設問のほか、自由記述欄を設けて、学生の意見を汲み上げ、その結果を取りまとめ、分析を行い、合同会議や FD・SD 研修会などを通じて、全教職員で情報共有し、施設設備の改善に反映させている。【資料 2-6-1】

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教職協働による学生への学修及び授業支援については、今後も学科の教員と事務職員の協働により、教職員相互の意見を集約しながら学修支援を行い、学生への対応をより充実させる。

オフィスアワー制度については、教員のオフィスアワーの時間帯を学生に周知し【資料 2-2-3】、利用を促しているが、学生の同制度への理解度が若干低い。授業シラバスにオフィスアワーに関する内容も掲載し、学生に対してさらに周知していく。オフィスアワーが放課後の時間に設定される傾向があり、学生がより多くの教員と連絡が取れるよう整備を行う。

平成 27(2015)年度から「学修行動及びキャンパスライフ調査」【資料 2-6-1】を実施しており、この調査の中でオフィスアワーの利用状況を調査しているが、定期的に行っている学生面談の他、オンライン授業を導入したことで、Moodle や Google Classroom、Teams 等のオンライン授業のツールを利用しながら、学生に寄り添った相談体制の構築に努める。

中途退学者や留年者、卒業後に科目等履修生として資格・免許の取得を目指す学生への対応については、クラス顧問が個人面談等を通して得た情報を学科運営協議会で共有し、可能な限り早期からクラス顧問が、学生本人及び保護者と面談し、学科長および関係教員とも連携してより良い解決ができるよう努める。

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みについては、授業評価アンケート、学生生活に関するアンケートに加えて卒業時にもアンケート【資料 2-6-4】を実施する。

健康栄養学科では、クラス顧問による個人面談の回数を増やし、学修状況等を的確に把握し、必要な支援を行っている。

また、栄養士免許に加えて、プラスワン資格の取得を支援しており、栄養教諭の教員試験対策講座を開設したり、調理師・製菓衛生師の国家試験対策を実施したりしている。今後一層、対策講座の内容充実を努める。

こども育成学科では、3 年コース生を対象にスキルアップ講座の開講や、公務員講座の専門試験対策講座に加えて一般教養試験対策講座も受講できる体制を整え、求人票の閲覧や担当教員による就職支援を行うスペースを設置するなど、学修支援の機会や環境を整備しているが、その充実に努める。

### 【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを策定・周知するとともに、これを踏まえ、受験生を多面的に評価し、多様な学生を受け入れることができるような入試制度を採用しており、入試の実施にあたっては、入試部と学長が選任した教職員からなる委員によって、厳正、公正、公平、確実な方法により入学者選抜を実施している。

学生への学修支援に関する全学的な方針・計画等については、教務部ワーキンググループにおいて整備・運営を行っており、各学科においては教務委員とクラス顧問らが連携を取りながら学生支援を行っている。高等教育の修学支援制度の導入により、短期大学には、

これまで以上に学力や家庭環境等が多様な学生が入学しているように見受けられる。学生に対しては、定期的実施している学生面談やオフィスアワー、オンライン授業のツールを利用しながら、多面的に学生に支援できる体制を整えている。

キャリア支援については、各学科においてキャリア教育を展開するとともに、キャリアセンターにおいて、低学年次からの充実したキャリア支援を行っている。また、各学科、キャリアセンターが連携を図りながら、就職・進学に対する相談・助言を組織的に行う体制を確立している。

学生サービスについては、学生部、学生部ワーキンググループ、共生・グローバル推進センター、学生相談室、保健室を設置し、各学科と連携を図りながら、心身に関する健康相談・心的支援・生活相談も含めた組織的な学生支援を行っている。学生部では、奨学金などの経済的な支援、クラブやボランティアなどの課外活動に対する支援を行っている。

学修環境の整備については、校地・校舎ともに多くの部分が、大学・短期大学の共用であるが、短期大学設置基準を満たしており、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用している。

Wi-Fi 設置も順次進められつつあり、また、講義棟の改修工事により授業で使用可能な教室が増えたことにより、授業科目の特性や履修者数、アクティブ・ラーニングの実施に適した教室がより使用できるようになっている。

授業を行うクラスサイズについては、教育効果を十分にあげられるよう、それぞれの授業科目の特性に応じて、使用する教室やクラスサイズを適切に管理し、教育の質を十分担保している。

学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、「学修行動及びキャンパスライフ調査」、「学生による授業評価」、学友会による「学生生活アンケート」と、それに基づく学生代表と大学・短期大学との懇談会、クラス顧問による面談を活用し、その結果を全教職員で情報共有し、学修支援体制等の改善に反映している。

以上のことから、基準2「学生」を満たしていると評価する。

**基準 3. 教育課程**

**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

**3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、学則第 1 条において「愛と奉仕」という教育理念に基づき、高い教養と人間性を兼ね備えた専門職業人を育てることを教育の目的に掲げている。

各学科では、これらを受けてディプロマ・ポリシーを策定し、キャリア教育を念頭に、職業人として必要な専門的知識・技能と実践力の修得の要求を示している。また、現行のディプロマ・ポリシーは、次年度の時間割や課外の補習計画を作成する段階で、学科運営協議会にてその内容を再確認し、その結果を短期大学教務部ワーキンググループ会議に報告している。

このディプロマ・ポリシーは、履修便覧に記載し、ホームページでも公表している。【資料 3-1-1】 【資料 3-1-2】

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。

1) 単位認定基準の策定

単位認定基準については、学則第 12 条において、各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与えることを定めている。単位修得の認定方法は、学則第 12 条第 2 項及び「山陽学園短期大学履修に関する細則」において定めている。

成績評価基準については、学則第 16 条に基づき、「山陽学園短期大学履修に関する細則」第 21 条において、次のように定めている。【資料 3-1-1】

- |             |            |
|-------------|------------|
| S. 100～90 点 | A. 89～80 点 |
| B. 79～70 点  | C. 69～60 点 |
| D. 59 点以下   | F. 評価しない   |

各授業科目の成績評価基準については、シラバスの「成績評価の方法・基準」の欄において、評価方法及び評価の割合をあらかじめ明示している。評価方法に関しては、シラバスに示した「到達目標」を評価するにふさわしい方法を指定している。

教育上有益と認めるときは、学生が在学中、または入学前に他の短期大学または大学に

において履修した単位を、もしくは他の短期大学または大学以外の教育施設等において行った学修を 30 単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。単位認定の取り扱いについては、「山陽学園短期大学単位互換の実施に関する細則」、「他の短期大学または大学等における授業科目の履修に関する規程」、「山陽学園短期大学科目等履修生に関する細則」に定めている。【資料 3-1-1】

健康栄養学科においては、栄養士養成施設以外の学校等で履修した授業科目の修得単位のうち、本学で設定する一般教育科目に相当する科目について単位を認定している。

こども育成学科においては、他の指定保育士養成施設において修得した単位を、30 単位を超えない範囲で当該科目に相当する授業科目を履修したものとみなすことができる。また、指定保育士養成施設以外の学校等で修得した単位のうち、本学で設定する一般教育科目に相当する科目については、30 単位を超えない範囲で単位を認定している。

## 2) 進級基準の策定

短期大学においては、進級要件を設けていないため、単位の修得状況が不十分な場合も進級させ、次年度も同じクラス環境のもとで、未修得の科目も併行して履修させている。ただし、「履修に関する細則」第 11 条の 2 において、第 1 年次においては、14 単位以上を修得し、かつ累計 GPA 値 1.00 以上でなければ、第 2 年次配当の免許や資格にかかわる授業科目のうち、校外実習科目を履修することはできないと定め、この規定を厳正に適用している。【資料 3-1-1】

## 3) 卒業認定基準の策定

卒業認定基準については、健康栄養学科においては学則第 23 条、こども育成学科においては学則第 24 条において、本学に 2 年以上在学し、一般教育科目 13 単位以上、専門教育科目 46 単位以上、一般教育科目または専門教育科目から 5 単位以上を修得することを卒業要件として定めている。学位授与の要件については、学則第 25 条において、既定単位数を修得した者は、学長が、教授会の意見を参考にして卒業を認定し、卒業証書を授与すると定められており、本学を卒業した者は短期大学士と称することができる。【資料 F-3】

1)～3)の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準については、履修便覧や年度初めの教務オリエンテーション等を通じて、学生に周知している。

### 3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。

#### 1) 単位認定基準の厳正な適用

単位認定基準の厳正な適用については、各教員が各授業科目のシラバスに示した成績評価方法に即して評価し、学則に示した成績評価基準に基づき、各授業科目における学生の成績を決定している。

入学前の既修得単位の認定や在学中に他の短期大学等における学修単位の認定にあたっては、シラバス等の情報をもとに学修内容や学修時間を把握した上で、学科の教育課程に

照らして単位認定するにふさわしいことを確認し、短期大学教務部ワーキンググループ会議で審議した後、教授会の議を経て学長が決定している。

## 2) 卒業認定基準の厳正な適用

卒業認定基準の厳正な適用については、卒業学年の成績確定後、短期大学教務部ワーキンググループ会議で審議した後、教授会の議を経て学長が決定している。

なお、卒業予定者で、その年度の試験の結果、卒業に必要な単位が満たされず不足単位数が2単位以内になったものについては、教授会の意見を参考にして、特別再試験を行うことがある（「履修に関する細則」第25条第3項【資料3-1-1】）。特別再試験に合格し単位を認定された者は、教授会の議を経て学長が卒業を決定する。

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーは履修便覧に明記しているが、学生がそれを十分に理解できているか、また、それを意識して履修計画を立てて学修しているかについては、検証が必要である。今後は、年度初めの教務オリエンテーション等の機会に説明するとともに、ディプロマ・ポリシーと開講科目との対応をまとめたチェックリスト【資料3-1-3】を活用することで、学修成果の目標を意識した体系立てた履修指導に努めていく。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

#### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

各学科で、学生がディプロマ・ポリシーに掲げる水準に達することができるよう、カリキュラム・ポリシーを定めている。

このカリキュラム・ポリシーは、学生・教職員に配布する履修便覧、ホームページを通じて、学内外に公表している。学生に対しては、年度初めの教務オリエンテーションで直接説明する機会も設けている。【資料3-2-1】 【資料3-2-2】

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

**□ カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。**

現行のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性に留意しながら、各学科の学科運営協議会で作成後に両学科で調整し、短期大学教務部ワーキンググループ会議や合同会議での承認を経て策定したものである。

本学においては、カリキュラムとディプロマ・ポリシーの対応表を作成することにより、カリキュラム・ポリシーに沿って配置された各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係を明示している。以上のことから、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

**3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**

**□ カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。**

＜健康栄養学科＞

健康栄養学科では、栄養士の養成を目的としたカリキュラムとし、「一般教育科目」及び「専門教育科目」の2つの科目群を設定している。

一般教育科目については、13単位の取得を卒業要件として求めている。理系中心の専門科目とは対照的に人文科学および社会科学系の科目を開講し、人間性や教養を身に付けるため、就職活動に備えるためなど学生個人の関心や目標に応じた選択を可能にしている。

専門科目は、栄養士免許取得のため、厚生労働省の基準に準拠したカリキュラムを編成している。2年間の教育課程における教育目標を、1年前期「基礎力の育成」、1年後期「専門力の育成」、2年前期「実践力の育成」、2年後期「総合力の育成と評価」と設定し、基礎から展開・応用へ、理論（講義）から演習・実習・実験へと体系的に教育課程を編成している。

専門選択科目として開講している「基礎化学」は、リメディアル教育の内容も含み、栄養士課程での学びに必要な化学知識と考え方を習得し、人体の構造と機能、栄養、食品、調理の分野での理解を深めるための基礎教育として位置付けている。

また、一般教養科目、専門教育科目と栄養士、栄養教諭二種免許状との関係性を履修便覧【資料 3-2-1】等においてカリキュラムとともに提示することで、学生自身が取得したい免許を意識して、学修に取り組むことができるようにしている。

＜こども育成学科＞

こども育成学科の教育課程は、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得を目的として、「一般教育科目」と「専門教育科目」の2つの科目群を設定し、各分野の知識・技能を基礎から系統的に学び、実践力を身につけることができるように配置している。

一般教育科目では、短期大学教育への円滑な導入を図り、キャリア教育科目も含めて保育者に求められる知識や教養を修得できるように、開講科目を設定している。

専門教育科目は、教職課程認定基準（文部科学省）や「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」（厚生労働省）に準拠して、乳幼児期の保育内容やその基礎となる保育学・教育学等の講義・演習科目、学外実習や実習指導科目を設定している。また、最終年次の後期に「保育・教職実践演習」を履修することにより、これまでの講義・演習、学外実習



等の補充・深化を図るなど、専門的な知識と技術を体系的に学習できる教育課程を編成している。さらに、教育・保育現場や地域の子育て支援事業でのボランティア活動を通して、協働して社会に貢献できる人材育成を目指す「Sanyo 子育てサポート実習」を独自に開設しているほか、希望者対象に教育課程外で補習や発展学習の講座を開設するなど、手厚い指導体制を整えている。

なお、一般教養科目や専門教育科目と幼稚園教諭二種免許状や保育士資格との関連を、履修便覧【資料 3-2-1】やその内容を視覚化した「履修確認シート」【資料 3-2-3】を提示することで、学生自身が科目の特性を意識して学修に取り組めるようにしている。

**□ シラバスを適切に整備しているか。**

本学では、「授業概要（シラバス）」【資料 3-2-4】において、全授業科目の「授業計画」を示し、授業概要や到達目標、学習内容（各回の授業予定）や準備学習の項目を設けている。また、学修に必要なテキスト以外に、参考図書も明示している。

評価方法に関しては、「成績評価の方法・基準、並びに単位認定試験（レポート等含む）へのフィードバックの方法」欄において授業科目ごとに成績評価の基準を明示しており、各科目担当教員は多角的に成績評価を行っている。また、希望する履修者には、単位認定試験やレポート、実技試験について問題を解説し、採点基準を説明するなど、フィードバックの機会を設けている。

なお、履修にあたっては年度当初に前期・後期分の履修登録を行う必要があるため、4月のオリエンテーション時の履修ガイダンス及びクラス顧問との面談時に、学生の希望進路等を確認したうえで履修の指導を行っている。後期の履修科目は、後期開始時に履修修正も行っている。

**□ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。**

本学では、2年間で複数の免許・資格取得を目指すという特性から、履修者登録単位数の上限の設定は行っていなかったが、各年次にわたって適切に履修するために平成28(2016)年度からCAP制を導入し、1年間に履修登録可能な単位数の上限（60単位）を設けるよう変更した（「山陽学園短期大学履修に関する細則」第6条の2第1項【資料 F-12】）。

CAP制の導入と並行して、全学的な学修の質の確保のためGPA制度を導入し、学生自身の学修到達度の把握と、今後の努力目標と学修計画の策定に役立てている。また、第1年次の累計GPA値1.00以上でなければ、第2年次に学外実習科目を履修することはできないこととし、専門職として求められる知識・技術の修得した上で学外実習を履修するようにした。

**3-2-④ 教養教育の実施**

**□ 教養教育を適切に実施しているか。**

本学の教養教育は主に一般教育科目の教育を通じて実施されている。

その核になるのは、本学の歴史・教育理念を理解することを目標とした「知的生き方概論」【資料 3-2-5】である。これに加え、「学士力」、「社会人基礎力」と呼ばれている汎用的・基礎的な能力を育成し、今後の社会生活や職業生活において社会人として必要なジェネリックスキルの獲得を目的とする科目を開講している。

教養教育の実施体制は、教務部ワーキンググループ【資料 3-2-6】において検討、審議を行い、合同会議、教授会に上程し、審議、決定、または報告を行うという運営上の責任体制を確立している。教務部ワーキンググループは、教務部長が長となり、次長および各学科から選任された委員（各学科 1～2 人）により定期的を開催し、教養教育実施のために必要な科目改正、時間割作成等を行っている。

また教養教育に特段の対応が求められる場合は、一般教育委員会【資料 3-2-7】で検討し、合同会議に上程、審議した後、教授会の意見を聴取し学長が承認する体制を構築している。

さらに、各学科においても、年度末の学科運営協議会等で担当教員を中心に、在学生の状況に合わせた効果的な教養教育を実施するために、シラバスや実施体制を検討し、継続的に改善を行っている。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### □ アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

授業の方法については、学則第 12 条において適切に定めている。その上で、両学科のカリキュラム・ポリシーにおいて、アクティブ・ラーニングを重視した実践的な学びの中で、自己管理能力やチームワーク力、リーダーシップ力等を育てることを明示している。

#### <健康栄養学科>

健康栄養学科では、隣接する附属幼稚園を「給食管理実習Ⅱ」における給食提供、保護者を含めた食育の実習の場としている。

本学科では、栄養士としての専門性、実践力を身につけるために、実習・実技に力をいれている。特に給食管理実習および給食校外実習では、基準の 2 倍の実習時間を確保し、給食の運営および栄養指導に対する知識、技能および経験を深めて実践力の養成を図っている。

「給食校外実習Ⅰ・Ⅱ」では、実習施設のうち小学校の受け入れが減少傾向にあるため、他の実習先の開拓を行っている。受け入れが減少傾向にある小学校については、栄養教諭の教職課程を履修している者を中心に配当し、栄養教諭の教育実習がより効果的になるよう工夫している。

また、栄養教諭の教育実習では、実習先の教諭と連携して、指導案・教材等の課題に取り組み、栄養士としての専門性と教諭としての資質を身につけていくことができるように配慮している。

「給食校外実習Ⅰ・Ⅱ」及び栄養教諭の「栄養教育実習」については実習先の特性や実習課題に対応した事前指導を行い、実習終了後には実習先ごとに実習内容や課題について整理し、報告する機会を設けている。【資料 3-2-8】 【資料 3-2-9】

実験・実習に加えて2年次の前・後期を通して開講している「専門演習Ⅱ」では、ゼミ形式による授業を行い、論理的思考力・課題探求力・問題解決能力・チームワーク力・リーダーシップ力など、専門職業人として必要な総合力の育成に努めている。

#### <こども育成学科>

こども育成学科では、「子どもの成長に寄り添う感性を養う」「現場で活かせる実践的な力が身につく」「多角的な視野をもち信頼できる保育者へ」を学科の強みとして掲げ、授業内容・方法を工夫している。

授業では、附属幼稚園が隣接しているという環境を活かし、教育実習や授業内で園児との交流会や野菜の苗植えや園外散策等、また保育ボランティアを行うことで、年間を通じて、学生に保育者となる意識付けを行い、子どもの発達を学ぶ機会を設けている。また、読み聞かせやピアノ伴奏、歌唱、リトミック等の表現技術の習得、保育教材の製作と発表等、学生主体に保育技術や実践力を修得する授業も多く、複数の科目で模擬保育を授業に組み込むことで、保育者として求められる資質のほか、自己管理能力やチームワーク力、リーダーシップ力の修得を図っている。

さらに、学外実習を段階的に行うことができるようカリキュラムを構成している。例えば教育実習では、「教育実習Ⅰ（観察実習）」で、附属幼稚園という慣れた環境の中で実習における観察ポイントや日誌、指導案の書き方等を学ぶ。これを基盤に学外の幼稚園等で「教育実習Ⅱ（総合実習）」を行い、実践的に自ら考え、部分指導・全日指導に臨むことで、効果的に実践力を修得できるよう工夫している。このほか、中四国保育研究大会や子育て支援事業などでの発表する「保育研究」や、保育現場等での45時間以上のボランティア活動を単位認定する「Sanyo 子育てサポート実習」といった本学独自の実習科目も設置している。【資料 3-2-4】

このように、講義・演習と実践の往還を重視した授業内容と実施方法の工夫により、効果的に保育者を養成している。

#### □ 教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

授業方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。

##### 1. 自己評価委員会の設置

「山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規」【資料 3-2-10】に基づき、自己評価委員会を設置している。

##### 2. 学生による授業評価の実施

自己評価委員会が、毎学期の授業終了時、「学生による授業評価」【資料 3-2-11】の全学的な実施を管理運営している。この「学生による授業評価」は、非常勤講師が担当している授業も含めて実施対象としている。ただし、複数の担当科目がある教員については、履修者が最も多い科目と任意科目の2科目で実施するようにしている。授業評価は、授業の満足度や教員の指導の様子について尋ねており、自由記述式のコメントを書くこともできる。このコメントに対して、教員は回答することになっており、集計結果は、教務部において誰でも閲覧することができる。

なお、学生による評価得点の全項目の平均値が 3.0 以下の場合、授業改善の必要性があると判断され、担当教員に授業改善計画書の提出を義務付けている

こども育成学科では、各期末に「学生生活に関するアンケート」【資料 3-2-12】を実施し、授業内容の満足度等を選択式で、良い点や改善すべき点を自由記述式で回答を得ている。調査結果は、学科運営協議会で共有し、学科全体で改善策を検討し実行する体制を整えている。

### 3. 教員相互の授業参観の実施

教務部ワーキンググループでは、「教員相互の授業参観」の全学的な実施を管理運営している。【資料 3-2-13】

これには全専任教員が参加している。各教員は、1 年間に 2 回以上、他の教員の授業を参観している。参観後は、参観者は当該授業へのコメントを作成し、教務部長に提出している。教務部長は、コメントカードを点検し、必要に応じて学長に具申している。コメントカードは最終的に、当該授業の担当教員に返却している。

### 4. FD・SD 等全教職員研修会議の実施

自己評価委員会が FD・SD 研修会の企画・運営に参画している。【資料 3-2-14】

### 5. 遠隔授業の導入

令和 2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面授業に加えて、VOD(Video On Demand)配信やリアルタイム配信による遠隔授業を実施している。

遠隔授業実施にあたって、情報教育センターが教職員向けの LMS 使用マニュアルを作成し、講習会を開催している。学生に対しては、情報教育センターが学生向けマニュアルを作成している。また、各学科で年度初めのオリエンテーション時に ICT 講習会を開催し、その後は授業担当者やクラス顧問が学生の受講状況をフォローすることで、遠隔授業を効果的に行えるような体制を構築している。

## (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

### <健康栄養学科>

健康栄養学科では、令和 2(2020)年度より長期履修制度を活用し、3 年間で計画的に履修する「3 年コース」を新設して、通常の 2 年制を「2 年コース」とし、2 コース制を導入した。コースは、学生が自分のライフスタイルにあわせて自由に選択ができるように設定した。「3 年コース」では、希望する学生が実務アルバイトにより業務従事経験を積むことで、調理師や製菓衛生師の国家試験受験資格を取得できるように時間割に配慮している。

また、令和 3(2021)年度から栄養教諭教職課程を開設した。栄養士を基礎免許としてもち、学校等での食育を行う教員である栄養教諭を養成するため、「栄養に係る教育に関する科目」「教職関連科目」を新設し、教育内容の充実を図った。

### <こども育成学科>

こども育成学科では、保育内容の充実を目指して、子どもの読書活動推進のために幅広い知識や技能を習得し「認定絵本土」の称号認定を行う「子どもと絵本 I・II」を令和

4(2022)年度に新設した。今後においても幼児教育・保育の社会的ニーズに応えることができる資質を修得できるよう、専門的かつ実践的に学ぶカリキュラムを提供できるよう工夫する。

また、令和2(2020)年度より、2年課程を維持しつつ、長期履修制度を活用し3年間で計画的に履修する「3年コース」を新設し、学生が履修スタイルを選択できる2コース制を導入した。「3年コース」では、学生の実践的な学びを充実させるために、午後の空き時間を活用した保育アルバイトや保育ボランティアに参加することを支援している。また、学生のスキルアップを目指して、保育に関する文章作成（基礎）や実技、保育実務の講座を希望者に開講しており【資料3-2-15】、今後は、学生の希望に沿って講座内容の充実を図る。

これらの改善・向上策を実行することで、体系的で実践的な教育課程を展開する。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

短期大学士の学位授与に合わせて、学位の学修内容についての補足資料として「学修到達レポート」【資料3-3-1】を発行している。学修到達レポートは、学生が取得した学位の学修内容について可視化したものであり、これにより学生は学修成果を確認することが可能である。

学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、短大大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。

##### 1. 学生の学修状況・資格取得状況

学生の学修状況・資格取得状況は、教務部が管理し、卒業認定、資格付与に反映している。学生の学修状況は、各学期終了後に学生の成績評価の一覧表が配布され、それにより学生の各科目の成績評価やGPA、取得単位数等が確認できる。また、教職員向けサイトの教務部のページに科目担当教員が入力した学生の欠席回数やGPA値の平均値の分布が公開されており、クラス顧問はこの一覧表を活用して学生に履修指導を行っている。

学外実習については、実習期間中に教員が実習先に巡回訪問し、実習への取組などを聞き取り、実習の事後指導や実習後の授業改善に役立てている。

## 2. 進路状況の調査

進路状況（就職・進学）については、キャリアセンターが学生からの届出をもとに、「就職及び進路状況」【資料 3-3-2】、「産業分類別内定企業一覧表」【資料 3-3-3】を作成し、毎月開催するキャリアセンターワーキンググループ会議に報告し、情報交換を行うとともに、合同会議にも随時報告し、学内での情報共有を行っている。

## 3. 学生の意識調査

大学・短大の学生全員を対象に、平成 27(2015)年度から「学修行動及びキャンパスライフ調査」【資料 3-3-4】を実施しており、学修に要する時間や学修の方法などについての調査を実施している。また、学生の意識調査として、学友会による「学生生活アンケート」【資料 3-3-5】を毎年度実施している。

また、こども育成学科では、各期末に各学年の学生に「学生生活に関するアンケート」【資料 3-3-6】を実施し、授業内容や実習指導の満足度のほか、ピアノ補習への参加率と上達したと実感した者の割合を確認している。

## 4. 卒業時の満足度調査

平成 28(2016)年度末からは「卒業時アンケート」を実施している。【資料 3-3-7】

## 5. 就職先への調査

健康栄養学科の学生の約 8 割が専門職として就職している。その就職先としては、保育園や受託給食会社が多く、給食の運営の校外実習先となっている施設がある。そこで、教員が校外実習の巡回視察に伺った際に、卒業生の就職後の様子を確認している。就職先の施設長等に話を伺う機会があり、教育目標の達成状況を点検・評価する機会につながっている。

こども育成学科は、学生の約 9 割が専門職として就職している。学科教員は卒業後の 6～8 月頃に就職先を訪問し、卒業生や園長等と面談して就職後の様子を確認している。卒業生の状況は、学科運営協議会において教員間で共有し、教育目標の達成状況を点検・評価する機会となっている。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みについては、各科目のシラバスに、「学修評価（期末試験・レポート）の学生へのフィードバック方法」に関する記載欄があり、履修者全体に対して、また希望者に対して、成績評価のフィードバックの機会を設けている。

このほか、主に「学生による授業評価」【資料 3-3-8】、学友会による「学生生活アンケート」【資料 3-3-5】などの調査結果を公開し、教育内容や方法、学修指導を改善するため

の資料となっている。

授業評価アンケートでは、自由記述欄を設け授業を中心とした学修に対する学生の意見をくみ上げている。それらは、担当教員にフィードバックし、学修および授業支援の体制改善に反映させている。学生アンケートについては、調査結果を分析し、学修支援の改善に活用している。

クラス顧問は定期的に、また学生の求めに応じて個人面談を行い、学生個々の状況を把握して要望に沿えるように、支援の内容を見直している。

また、こども育成学科では、各期末に実施する「学生生活に関するアンケート」【資料 3-3-9】の集計結果を学科運営協議会で共有することで、教育目的の達成状況の点検・評価を実施し、次年度の教育改善に役立てている。

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーを学生に周知するとともに、各科目との対応を明確にすることで、学生自身がどの科目でどのような力を身につけることが求められているのかを理解し、目標に到達できるよう学修を進めることを支援する。

また、今後も学生生活や授業に関する様々なアンケートを実施し、教育内容・方法及び学修指導の改善に努める。

### 【基準 3 の自己評価】

本学は、使命・目的、教育目的を実現するために、三つのポリシーを定め、学内外に示し、組織的、総合的に教育を実施している。

学生の受入れにおいては、アドミッション・ポリシーを踏まえた入試を行っている。

教育課程及び教授方法においては、カリキュラム・ポリシーに則した体系的な教育課程を編成し、実践的な能力を高める教育活動を行っている。学修及び授業の支援においては、教職協働による全学的な支援体制、オフィスアワー制度、クラス顧問、授業担当教員によるきめ細かい支援体制、授業評価アンケート、学生アンケート、卒業時アンケートの活用による支援改善の体制を整えている。また、FD・SD 研修会の実施や授業改善および授業評価のアンケートの実施、教員相互の授業参観により、効果的な教授方法の改善のため機会を設けている。

単位認定、卒業認定においては、学則【資料 3-3-10】に定めるとともに、ディプロマ・ポリシーに基づいた学位授与の要件を定め、厳正な適用に努めている。

教育課程内では、免許状・資格を取得するとともに、専門職として求められる資質を修得できるようカリキュラムを編成しており、学生一人ひとりが主体的に自己の将来像を描き、専門職を目指して科目を履修することが可能になっている。また、課外活動においても、ボランティア活動や保育アルバイトを通して現場を経験できる機会を提供するとともに、キャリアセンターが学科との連携のもと様々なキャリア形成の取り組みを行い、学生が自信をもって専門職として就職できるように支援している。教育課程内外を通じて、社会的・職業的自立に関する指導のための体制を整えている。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、授業評価アンケート、学生ア

ンケート、クラス顧問による個別面談、教授会での卒業判定対象者の免許・資格取得状況確認、キャリアセンターによる進路状況報告を通して、学生の学修状況を把握し、教育目的の達成状況を点検・評価し、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

このような取り組みにより、学生生活アンケートや卒業時アンケートでは、学生の満足度は高い結果となっている。

以上のことから、基準3「教育課程」を満たしていると評価する。



## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備しているか。

学長の意思決定等を補佐するため、本学の重要事項を審議する合同会議を設置している。

合同会議の構成員は、学長、副学長、研究科長、学部長、専攻科長、IR 推進室長、事務局長、事務局部長相当者となっており、原則として隔週で開催している。学長が議長を務めており、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。【資料 4-1-1】

また、教学推進会議は、学長、副学長、IR 推進室長、事務局長、企画部長、事務部長、学部長（議題に関係する者に限る。）で構成しており、教学マネジメントをはじめ、主に教学に関する学長のリーダーシップを補佐する組織となっている。【資料 4-1-2】

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築しているか。

令和 5(2023)年 3 月に、国の教学マネジメント指針に沿って、本学の建学の精神と教育理念に基づく教育目標の実現に向け、教育の質保証を図ることを目的とする「山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針」を策定した。【資料 4-1-3】

この基本方針では、教育内容の編成、授業科目の内容、教育内容の点検・評価と改善、教学マネジメントを支える基盤（FD・SD 研修、教学 IR）の強化と情報公表、教学マネジメントの推進体制（役割分担を含む）等について明記しており、これによって教学マネジメントの仕組みを構築している。

短期大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

平成 26(2014)年度に制定した新たな「山陽学園短期大学教授会規程」（以下「教授会等規程」）の第 7 条では、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。」と規定しており、意思決定の権限と責任が学長にあることが明確になっている。【資料 4-1-4】

**□ 副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。**

令和5(2023)年度は、2人の副学長を任命しており、1人は研究倫理や高大連携を所管し、もう1人は共生グローバル関係を所管していた。令和6(2024)年度以降、副学長は1人とし、研究倫理、高大連携に加え、入試担当としている。その他の分野においては適宜役割分担しており、混乱無く機能している。

**□ 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。**

平成26(2014)年度に新たな教授会規程を制定し、その位置付け、役割等を明確にし、学内に周知徹底している。【資料4-1-4】

**□ 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。**

教授会規程第7条第3号で、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項」を「教授会等の審議事項に関する要綱」で、以下のとおり定め、学内に周知している。【資料4-1-5】

- 一 学生の退学、転学、留学、休学、復学、除籍、転部及び転科に関する事項
- 二 学生の表彰
- 三 学生の懲戒
- 四 学生の厚生及び補導に関する事項
- 五 学位の取り消しに関する事項
- 六 研究生、科目等履修生、特別聴講生の選考
- 七 中期計画及び年度計画に関する事項
- 八 自己点検及び評価並びに3つの方針に関する事項
- 九 その他教育研究に関する事項

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

**□ 教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。**

教学マネジメント基本方針では、次のとおり、役割分担を明確にしている。【資料4-1-3】

- ①教学マネジメントの総括、基本方針の策定及び見直しの検討、教育内容の全般的評価及び学科等への助言（教学推進会議）
- ②教育内容の編成、教育内容の点検及び改善、学修成果・教育成果の評価（学位授与の組織的単位である学科が主体。ただし、教育内容の編成及び大規模な改善については、教学推進会議の助言を得て行う。）
- ③学科が主体となつて行う教育内容の点検等の進捗状況の把握と共有、教育内容の改善によるカリキュラム等の変更の調整（教務部）
- ④FD・SD研修の企画及び実施（自己評価委員会）
- ⑤教学IR（IR推進室）

また、教学推進会議の事務は、企画部門も所管する IR 推進室が担当しており、学科の新設や収容定員管理、教育研究等の自己点検及び自己評価とも連動した効果的な教学マネジメントができるよう適切な職員配置を行っている。

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の重要事項の意思決定や教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制は整備できている。今後は、構築した教学マネジメントを運用する中で、学生本位の学びのさらなる質向上を図っていくとともに、学生に関する教学関係のデータを一元化してディプロマ・ポリシーの達成度等の評価の精緻化を図るなど、教学 IR の一層の充実に取り組んでいく。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 短期大学に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。

本学は、教育目的及び教育課程を達成するため、専任教員を健康栄養学科 6 人、こども育成学科 11 人、短期大学全体では 17 人確保しており、教員は短期大学設置基準で定める必要専任教員数を満たしている。【資料 4-2-1】

教員の専門分野については、採用時に十分な検討を行い、短期大学の教育課程に応じて適切に配置している。

このように、短期大学の専任教員数は設置基準を満たしており、専任教員の年齢もバランスがとれている。教員の採用・昇任は、規程に基づき適切に運用しており、教員は教育目的及び教育課程に即して適切に配置している。【資料 4-2-2】

##### 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用・昇任は、山陽学園短期大学教員選考規程、山陽学園短期大学教員選考基準に関する内規等に基づき、選考委員会で審議している。【資料 4-2-3】

学長が採用候補者を理事長に上申し、人事委員会規程による人事委員会を経て、最終的な任命は理事長によって行われている。基本的には公募制である。【資料 4-2-2】

#### 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

**□ FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。**

学長のガバナンスのもと、自己評価委員会において毎年度の開催計画を決定し、大学として教職員の資質向上と適正な業務体制の確立に向けたFD・SD研修会を計画的に開催している。【資料4-2-4】【資料4-2-5】

また、令和5(2023)年8月には、これまでの成果や教職員の意見を踏まえたFD・SD実施方針を決定し、開催日時の早期決定による参加しやすさの向上、BYOD方式の導入による研修効果の向上とSDGsへの貢献などの工夫も行ったところである。

FD・SD研修会は、原則としてFDとSDを兼ねたものであるが、開催回によってはFD単独として実施しており、令和5(2023)年度においては、「学修支援センターの活動について」、「教学マネジメントについて」、「研究倫理について」の3つのテーマについてFD単独の研修会として実施した。

研修会終了後にアンケートを実施し、参加者の意見をテーマ選定や運営改善の参考としている。

**(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）**

教育目的及び教育課程に沿ったバランスの取れた教員配置を継続的に持続するため、引き続き教員選考委員会において公平かつ公正な選考を行い、教員の昇任・採用を進めていく。

また、FDについては、自己評価委員会を中心に、時代に即したテーマや教職員のニーズに応じたテーマによるFD・SD研修会を計画的に行い、教育内容・方法の工夫、教育の質の向上につなげていく。

**4-3. 職員の研修**

**4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

**(1) 4-3の自己判定**

基準項目4-3を満たしている。

**(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

**□ 職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。**

学長のガバナンスのもと、自己評価委員会において毎年度の開催計画を決定し、大学として教職員の資質向上と適正な業務体制の確立に向けたFDに取り組んでおり、その一環として、次のとおりFD・SD研修会を計画的に開催している。【資料4-3-1】【資料4-3-2】

また、令和5(2023)年8月には、これまでの成果や教職員の意見を踏まえたFD・SD実施方針を決定し、開催日時の早期決定による参加しやすさの向上、BYOD方式の導入による研

修効果の向上と SDGs への貢献などの工夫も行ったところである。FD・SD 研修会は、一部テーマを除き、FD と SD を兼ねて開催しており、大学・短期大学の全教職員が一堂に会し、直面する諸問題について研修することで、職員の資質・能力の向上とともに、教員と事務職員が共通の問題意識を持つことにつながっており、教職協働の観点からも意義深い取り組みとなっている。

研修テーマについては、FD と兼ねていることから教学関係が多いが、「決算書類の理解と本学の財務分析について」など SD を意識したものも盛り込んでいる。

研修会終了後にアンケートを実施し、参加者の意見をくみ上げ、テーマ選定や運営改善の際の参考としている。

その他に、毎年 4 月 1 日に全教職を対象とした合同教職員会議を実施している。

また、日本私立大学協会等の外部団体が開催している各種研修会には、職員の参加の機会を設けている。

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

FD・SD 研修会については、引き続き職員の資質・能力の向上に繋がる効果的なものとなるよう工夫していく。

また、キャリア別に新規採用職員、若手職員、中堅職員及び管理職など年齢と経験に応じた適切な研修を計画し、実施していく。

## 4-4. 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

#### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

教員研究室は、講師以上の専任教員 1 人に一部屋割り当てられており、広さは各棟により異なっているが平均 22 m<sup>2</sup>である。研究室には事務机、椅子、電話、書棚、ロッカー、インターネット・学内 LAN に接続したパソコン、流し台が標準備品として設置している。

本学では、専任教員による教育や研究のより一層の充実に寄与することを目的として平成 25(2013)年 11 月に研究教育開発機構を設置し、平成 27(2015)年度から研究教育開発機構の事業として学内競争的研究経費である「学内研究補助金」の配分を開始した。【資料 4-4-1】

専任教員への「学内研究補助金」の配分を通じて、科学研究費助成事業などの競争的資金の申請に向けた準備研究等が行えるように支援を行っている。

科学研究費助成事業の申請数は年度別にみると、令和3(2021)年度2件、令和4(2022)年度2件、令和5(2023)年度4件である。この内、過年度に「学内研究補助金」に採択され、学内研究補助金による準備研究の成果を基に研究計画が立案された科学研究費助成事業の申請数(科研申請件数に占める割合)は、年度別にみると、令和3(2021)年度1件(50.0%)、令和4(2022)年度1件(50.0%)、令和5(2023)年度4件(100.0%)であり、科学研究費助成事業の申請数に占める割合は経年的に50%以上の状況が続いている。【資料4-4-2】「学内研究補助金」の配分を通じた準備研究等の支援の結果が、かなりの程度で科学研究費助成事業の申請に反映されている状況が認められる。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

本学では、「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程」【資料4-4-3】および「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理審査委員会内規」【資料4-4-4】を制定し、研究機関としての高い倫理性を保持できるよう適切に運営している。さらに、FD・SD研修会において、計画的に研究倫理に関する研修会【資料4-4-5】を実施するとともに、全教員に対して日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」の研究倫理eラーニングの定期的(新人教員は採用年度、他の教員は3年に一度)な受講を義務付けている。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援とRA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。

学内競争的研究経費として配分している「学内研究補助金」とは別に、専任教員に対して毎年度に「教育経費」を支給している。「教育経費」の使途の範囲は、教育関わる費用(図書費、消耗品費など)となっている。

##### 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

本学では、学内競争的研究経費である「学内研究補助金」を獲得して準備研究等を行い、準備研究等により得られた研究成果を基に科学研究費助成事業などの競争的資金の申請を行うという一つの流れが出来つつある。

#### (3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

今後とも学内研究補助金の配分を通じて、専任教員が自身の研究の充実・発展を図り、大学教員としての資質・能力の向上のために積極的に科学研究費助成事業などの競争的資金の申請数を増やすことを支援していく。

#### 【基準4の自己評価】

教学マネジメントの機能性については、学長の意思決定等を補佐するため、学長、副学長、学部長、事務局の責任者等で構成する合同会議、教学マネジメントを推進するための教学推進会議を開催するとともに、副学長を任命しており、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。

教員の配置・職能開発等については、短期大学設置基準に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任は「教員選考規程」等に基づき、選考委員会で審議し、人事委員会規程による人事委員会を経て理事長が任命し、適切に運用している。

FDに関しては、学長のガバナンスの下、自己評価委員会が中心となって組織的、計画的に実施している。職員の研修については、FDとSDを兼ねて行っており、職員の資質・能力の向上とともに、教員と事務職員が共通の問題意識を持つことにつながっている。

研究支援については、研究環境の整備と適切な運営、研究倫理の確立と厳正な運用、研究活動への資源配分を適切に実施している。

以上のことから、基準4「教員・職員」を満たしていると評価する。

**基準 5. 経営・管理と財務**

**5-1. 経営の規律と誠実性**

**5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

**5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

**5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
<input type="checkbox"/> 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。

「学校法人山陽学園寄附行為」及び「学校法人山陽学園の組織及び運営に関する規程」により本学の組織、事務分掌及び職務権限を定めている。また、「学校法人山陽学園勤務規則」において私学人としての服務規律を、「山陽学園大学・山陽学園短期大学教職員行動規範」において大学・短期大学人としての行動規範を、「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程」において研究面での倫理規範を定めている。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】

また、令和 4(2022)年 9 月 28 日に策定した「山陽学園大学・山陽学園大学ガバナンス・コード」においても、本学の社会的責任等として、「学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生の保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭においた大学運営」を進める旨を明記し、ホームページを通じて学内外に周知している。【資料 5-1-6】

また、「山陽学園大学・山陽学園短期大学教職員行動規範」に則り、「山陽学園大学・山陽学園短期大学におけるハラスメント防止等に関する規程」、「山陽学園大学・山陽学園短期大学学生個人情報保護規程」及び「学校法人山陽学園公益通報に関する規程」により、教職員による不正行為や法令違反を防止するとともに、高い倫理性を有した責任ある行動を促している。【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】

本学は、これらの規程を遵守することにより、高等教育機関としての社会的責任を果たすべく、経営と規律の誠実性を維持している。以上により、組織倫理に関する規程に基づき、適切な運営を行っている。

<input type="checkbox"/> 情報の公表を、法令等に基づき適切に行っているか。
---

情報公開については、私立学校法で公表を義務付けられている監査報告書や財務諸表等、学校教育法施行規則で義務付けられている教育研究活動の状況について、ホームページにおいて適切に公表している。【資料 5-1-10】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
<input type="checkbox"/> 使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。



ガバナンス・コードでは、学校法人山陽学園（以下「本法人」という。）がその役割・責務を果たすための自律的なガバナンスに関する基本的な仕組みとして、理事会の役割等について、①意思決定の議決機関であること、②議決事項は寄附行為で明確化されていること、③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督を主要な役割・責務の一つとすること、④学長への権限委任を適切に行うこと等を明記している。【資料 5-1-6】

また、理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有するとともに、審議に必要な時間を十分に確保することとしている。

本法人では、理事会、評議員会の承認を得て「山陽学園中期計画」（令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度）を策定しており、その実現に向け、理事会、評議員会を原則年 4 回開催することとしており、毎年度、第 4 回目の理事会・評議員会において、次年度の事業計画を、また第 1 回目には前年度の事業報告を行うことで、学園全体の使命・目的を再確認するとともに、その実現のために各部門が何を行うべきか明確にしており、継続的な努力を行っている。【資料 5-1-11】

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### 環境や人権について配慮しているか。

本学では、快適な環境を提供するため、キャンパス内の清掃、樹木の剪定や植栽管理を定期的に行っている。リサイクルについては、ペットボトルや段ボールなどの資源ごみを分別回収し、廃棄物処理業者に引き取りを依頼している。また、省エネルギー対策として、5 月から 10 月はクールビズ期間、11 月から 3 月はウォームビズ期間とし、教職員への意識啓発と行動を促すとともに、施設内の照明の LED 化についても、整備済の A 棟を除く建物の講義室から順次進めており、G 棟屋上には太陽光発電設備を同窓会の協力のもとに設置しており、毎年 50 万円程度の売電収入を得ている。

また、人権侵害の防止及び排除のための方策の推進や人権侵害に起因する問題への対応を行うために「山陽学園大学・山陽学園短期大学人権教育委員会に関する内規」に基づく人権委員会を設置しており、ハラスメント防止については「山陽学園大学・山陽学園短期大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、ハラスメントに関する苦情相談等に当たる相談員を配置するとともに、ハラスメントに起因する問題へ対応等を行うハラスメント防止委員会を設置している。【資料 5-1-12】【資料 5-1-7】

個人情報保護については、「山陽学園大学・山陽学園短期大学学生個人情報保護規程」を定め、重要性と取扱い等を教職員に周知するとともに、学生に対して注意喚起を行っている。【資料 5-1-8】

##### 学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

危機管理の体制については、「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」において、①教育研究活動の遂行に重大な支障のある事態、②学生、教職員等の安全に係わる重大な事態、③施設管理上の重大な事態、④社会的影響の大きな事態等に、迅速かつ的確に対処するための体制や措置等を定めるとともに、「山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン」で、危機管理の基本方針や対応基準、危機管理委員会の役割等を

定めている。【資料 5-1-13】

また、労働安全衛生法、同法施行令、労働安全衛生規則及びその他関係法令や学校保健安全法等を踏まえ、「山陽学園大学・山陽学園短期大学安全衛生管理に関する内規」に基づき、衛生委員会を設置し、快適な職場環境の形成を図るとともに、産業医及び衛生管理者等を配置して、教職員、学生・園児の健康と安全の維持・増進を図っている。【資料 5-1-14】

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」及び「山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン」をもとに、特別危機管理会議を別途開催し、学生と教職員に対して感染防止対策のための対応方針を示し、感染防止に努めた。【資料 5-1-15】

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、引き続き、教育基本法、学校教育法及び私立学校法などの関係法令を遵守し、建学の精神と教育理念を基本に、使命・目的を実現するために努力する。

そのために、令和 4(2022)年度からの 5 か年の中期計画の実現に向け、計画に基づく事業計画とこれに紐づけた実施計画の策定から評価・見直しの PDCA サイクルを適切に運営していく。

また、今後とも、環境保全、人権、安全への配慮に努めるとともに、教育機関の持つ公共性に鑑み、社会に対して誠実に、必要な情報を公表していく。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。

本法人の最終意思決定機関である理事会は、寄附行為第 10 条第 2 項の規定により、本法人及び本法人が設置する学校の管理運営に関する基本方針、理事・評議員及び理事長、専務理事等の選任、予算及び重要な資産の処分に関すること、決算の承認、事業計画及び事業報告、寄附行為や諸規程の改廃等、重要事項の審議決定等を行うとともに、理事の職務の執行を監督している。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】

理事長は、寄附行為第 6 条第 2 項の規定に基づき本法人を代表し、その業務を総理しており、理事会を招集するとともに、議長を務めている。また、寄附行為第 35 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 2 月以内に法人の決算を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

寄附行為に基づくこれらの意思決定のプロセスは円滑に運用しており、適切に機能して

いる。

**□ 理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っているか。**

寄附行為第7条の規定により、理事は、①この法人の設置する学校の学長及び高等学校長の職にある者2人以上3人以下、②評議員のうちから評議員会において選任した者2人以上5人以下、③学識経験者のうち理事会において選任した者6人以上8人以下となっており、また、学長、高等学校長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとしている。

理事は、学識経験者として地元経済界や医療機関、県外大学の人材を選任するなど上記の規定の範囲内で適切に選任されており、理事会は適切に運営されている。【資料 5-2-3】

**□ 理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。**

令和5(2023)年度の理事会の開催状況は【資料 5-2-4】のとおりである。寄附行為第10条第11項では、「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」としており、意思表示書の提出者も含めた出席状況は、良好である。

**(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）**

上記のとおり、理事は適切に選任され、欠員はなく、理事会も適切に運営されており、期待される役割を十分に果たしている。今後とも、理事の選任及び理事会の運営を適切に行っていく。

**5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

**5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

**(1) 5-3の自己判定**

基準項目5-3を満たしている。

**(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

**□ 意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。**

本法人では、定期的に、「山陽学園経営会議要綱」に基づく「経営会議」を開催し、管理部門と教学部門が連携を図りながら、法人全体の経営・運営に関する重要事項等を協議している。【資料 5-3-1】

経営会議の構成員は、理事長、法人事務局長、同参事、山陽学園大学学長、同副学長、同学部長、短期大学部長、中学・高等学校校長、同教頭、同事務部長、本学事務局長、同IR推進室長、同入試部長、同企画部長、同事務部長、同キャリアセンター部長であり、学

園の管理部門と教学部門の責任者が一同に会する会議となっている。この会議を概ね月 1 回開催することで、法人及び本学の管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。

また、経営会議の議題の事前調整や検討事項を協議する事務会議を、原則として週 1 回開催し、事務レベルでも法人全体の経営・運営に関する情報の共有を図っている。

**□ 理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。**

本法人の中期計画や事業計画はもとより、学則改正等も含めた理事会の議案や理事会・評議員会での報告事項については、理事会開催前の直近の「経営会議」を「学内理事会」と位置づけ、法人全体で協議を行っている。

「学内理事会」では、理事長をはじめ、参加者が忌憚のない意見交換を行っており、十分な議論の後に、本学の「合同会議」で承認済みの案件であっても改善の検討を行い、修正が行われることがあるなど、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制の場となっている。

**□ 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。**

大学における意思決定は、各委員会等で企画・調整された事案・課題を合同会議で審査し、必要に応じて理事会に立案し、法人と大学の意見・意志を統一している。

**5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

**□ 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。**

「学内理事会」を含む「経営会議」で忌憚のない意見交換を行う中で、法人と本学の管理運営機関が相互チェックを行う体制を整備し、適切に機能している。

また、「学校法人山陽学園監査室規程」に基づいて設置している監査室が、①内部監査の企画・立案及び執行、②幹事又は会計監査人による監査、③公益通報等に関する業務を担当しており、第三者的な観点からのチェック機能を果たしている。【資料 5-3-2】

**□ 監事の選任を適切に行っているか。**

寄附行為第 14 条の規定により、監事は、この法人の理事、教職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

現在の監事 2 人は、財務や税務に精通した有識者であり、規定に従って選任されており、欠員もない。【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

**□ 監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。**

令和 5(2023)年度の理事会及び評議員会の開催状況及び監事の出席状況は【資料 5-3-5】のとおりであり、監事 2 人はすべてに出席している。

**□ 監事は、監事の職務を適正に行っているか。**

寄附行為第 15 条の規定により、監事は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること等が職務とされており、これらの職務は適切に執行されている。【資料 5-3-6】

**□ 評議員の選任を適切に行っているか。**

寄附行為第 21 条の規定により、評議員は、①この法人の職員のうちから、理事会において選任した者 8 人以上 10 人以下、②この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 5 人以上 8 人以下、③この法人の設置する学校の在学者の保護者のうちから、理事会において選任した者 4 人以上 8 人以下、④学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6 人以上 7 人以下となっており、①及び③の評議員は、この法人の職員又は保護者の地位を退いたときは、評議員の資格を失うものとされており、現在の現評議員は、規定に従い適切に選任されている。【資料 5-3-7】

**□ 評議員会の運営を適切に行っているか。**

理事長は、寄附行為第 24 条に規定する予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画等の諮問事項と寄附行為第 35 条に規定する決算及び事業の実績の報告について、評議員会の意見を聞かなければならないとされており、いずれも適切に行われている。【資料 5-3-8】

**□ 評議員の評議員会への出席状況は適切か。**

令和 5(2023)年度の評議員会の開催状況は【資料 5-3-9】のとおりである。寄附行為第 22 条第 8 項では、「評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」としており、意思表示書の提出者も含めた出席状況は、良好である。

**(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）**

引き続き、「経営会議」での協議を通じて、理事長がリーダーシップを発揮しながら、法人と本学との相互チェック機能を働かせる法人運営を進める。

また、私立学校法の改正も視野に入れながら、理事、監事及び評議員の適切な選任を行うとともに、理事会及び評議員会での議論のより一層の充実を図る。

**5-4. 財務基盤と収支**

**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

**5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保**

**(1) 5-4 の自己判定**

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

学校法人寄付行為第 34 条第 2 項で、法人の事業に関する中期的な計画を 5 年ごとに編成することとしており、「山陽学園中期計画（2022～2026 年度）」の策定を行い、理事会において承認している。【資料 5-4-1】

中期計画の中で「経営基盤の強化」を設け、学生の確保として学長指揮のもと戦略的な募集活動を行うとともに、学生の充足による学納金収入の確保、補助金や外部資金の獲得、財務体質の強化として費用対効果を分析した上での予算編成及び予算執行について、財務計画に基づく運営を行っている。【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤を確立しているか。

法人の財務基盤確立には、安定した大学の入学者を確保し、収支バランスを安定させることが不可欠である。本学は、令和 2(2020)年度からは、健康栄養学科、こども育成学科に 3 年コースを設置するなど、入学者確保及び定員充足率を高めるための努力をしており、令和 6(2024)年度からの入学者に対しては、大学、短期大学の学納金を見直すことで収入確保にも努める。【資料 5-4-8】

教職員の努力と多種多様な大学改革及び入試改革等において、今後 100%の定員充足を目指すため、教職員の協力・協働による安定した入学者の受け入れにより財務基盤を確立するようにする。

使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保っているか。

法人は、適切な財務運営と安定した財務基盤の確立を行うことで、短期大学の目標としている学生数の確保等を軸として経常経費等の削減を図っている。

予算の策定は、収入においては入学者数の見通しに基づく学生生徒納付金、補助金等、また、支出については教職員の人事計画に基づく採用と退職を加味した人件費、魅力ある大学づくりを目指した施設・設備の計画等の支出などを中心とした予算計画を作成している。【資料 5-4-4】

この計画は、法人財政の重要課題である短期大学の財政改善に努めるとともに、学納金収入の確保に向け、教育の質の向上を図るとともに、計画的な施設・設備の改修も行き、黒字に転換することを目標としている。しかしながら、少子化の影響もあり、年々学生確保は厳しい状況となっているため、早急に財務基盤の再構築を検討している。

使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金の導入の重要性は全教職員の共通認識のもと、競争的資金獲得に向け積極的に取り組んでいる。文部科学省の科学研究費助成事業については、令和 5(2023)年度は現在のところ 2 件が採択されている。

また、補助金については、令和 5(2023)年度は特別補助金として、私立大学等改革総合支援事業「タイプ 1『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」に採択されており、今後も獲得に向けた取り組みを継続的に行っていく。

### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

継続的に安定した経営と健全な財務状況を確保していくために、収入確保が経営の根幹となる。安定した入学者の受け入れが学納金収入の増額に直結することとなるため、今後さらに安定的な入学者確保に努めていく。これは法人全体の財務基盤を安定に直結することであり、今後も財務分析の検証を進めるとともに、学生にとって魅力ある大学づくりに向かって不断に努力していく。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-5-①会計処理の適切な実施

学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

本学の会計処理は、学校法人会計基準、経理規程、資金運用規程等の規程に則り適正に処理が行われている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

平成 27(2015)年度からの学校法人会計基準改正を受け、財務担当理事、監事、公認会計士、会計担当者等に対応等の打ち合わせを実施し、適正な会計処理と監査を実施し、公的な機関として説明責任を果たすように努めている。

毎月の会計データは、公認会計士により伝票及び領収書等の証憑書類との整合性についてチェックを受け、会計処理の適切性は担保されている。日常の会計処理業務において疑問点がある場合、公認会計士に適宜相談して処理をするようにしている。会計年度終了後は、2 か月以内に決算案を作成し、監事による監査を受けた後、理事会で審議し、承認した後、評議員会に報告しており、会計処理は適正に実施している。【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

#### 5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

会計監査は、私学振興助成法に基づき公認会計士による監査と監事による監査体制で、法令や規則等に則り実施されている。公認会計士による監査は、2 人の公認会計士が中間監査及び決算監査を実施している。【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】

監事による監査は、2人の外部監事により決算に基づく監査、財産の状況の監査を実施している。監事は、評議員会、理事会にも出席して意見等を述べている。【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

監査は、会計処理や財務状況等について学校法人会計基準、経理規程、資産運用規程等の規程に則り、適正に処理が行われているかを、公認会計士、監事、財務担当理事が質疑応答や意見交換を行っており、監査機能の充実と強化を図っている。このように会計監査の実施体制を整備し、厳正に監査を実施している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

**□ 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。**

予算と決算額にかい離がある場合、年度末前には会計課において当該年度補正予算を作成し、学内協議及び法人協議ののち、寄付行為第 34 条第 2 項により、評議員会を経て理事会の承認を得ている。このように補正予算が必要な場合には適切に編成している。【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

**(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）**

本学の会計処理は、学校法人会計基準及び関連規定に基づき、短期大会計課において適正かつ正確に実施している。今後も担当職員の会計に関する知識の向上を図るとともに、学校法人会計基準に基づく会計処理を適正に進めていく。

会計監査は、公認会計士、監事、財務担当理事による監査体制を構築しており、引き続き監査体制の連携を深化していく。

**【基準 5 の自己評価】**

建学の精神と教育理念を内外に示し、本学の使命・目的及び教育目標を実現するため管理運営体制を整備し、関連法令及び本学の諸規程を遵守するとともに、中期計画及び事業計画に基づく事業実施により継続的な努力を行っている。また、環境保全、人権、安全への配慮については、人権尊重、個人情報保護、防火防災、安全衛生、感染症対策等を所管する組織が適切に活動を継続し、機能している。

理事、監事及び評議員は適切に選任され、理事会、評議員会も適切に運営されており、理事等の出席状況も良好であり、本法人の事業計画は、前年度の進捗状況の点検・評価結果に基づき策定している。

さらに、経営会議を定期的に開催することで、本法人と本法人が設置する大学、中高の管理機関間の連携と内部統制を図っており、その機能を十分に発揮している。

財務基盤と収支については、5 年ごとに中期計画を策定しており、その中で「経営基盤の強化」を設け、学生の充足による学納金収入の確保、補助金や外部資金の獲得、費用対効果を分析した上での予算編成、予算執行を行っている。

会計については、学校法人会計基準に基づき、「経理規程」をはじめとする諸規則に則り、適正な会計処理を実施している。

監査については、公認会計士による監査と監事による監査体制で、法令や規則等に則り



実施している。

以上のことから、基準5「経営・管理と財務」を満たしていると評価する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

本学では、学則第 1 条の 2 第 1 項で「本学は、教育研究水準の向上を図るとともに前条の目的を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定め、同条第 2 項では「前項の点検および評価の実施について必要な事項は別に定める。」としている。【資料 6-1-1】

この規定に基づき制定した「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」において、学園の中期計画に掲げる項目の達成度を向上させるための事業計画及び個別計画の策定と、それらの達成度による自己点検・自己評価の PDCA サイクルや点検・評価の手法等を定めている。【資料 6-1-2】 【資料 6-1-3】

また、教学マネジメントについては、本学教育の質保証を図ることを目的とする「山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針」（以下、教学マネジメント基本方針）という。）を策定し、その方針を明示している。【資料 6-1-4】

##### 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

学則第 1 条の 2 第 2 項に基づき、「山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規」を制定し、同内規第 1 条で設置する自己評価委員会が、「教育研究等の自己点検及び自己評価（事業計画及び個別計画の点検及び評価を含む。）に関する事項」を所管している。【資料 6-1-5】

また、教学マネジメントについては、学長、副学長、IR 推進室長、事務局長、企画部長、事務部長、学部長（議題に関係する者に限る。）で構成する教学推進会議が所管している。【資料 6-1-6】

##### 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

自己評価委員会は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、学科長、事務局長、IR 推進室長、企画部長、教務部長、事務部長等で構成し、全学で取り組む体制となっており、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づく自己点検・評価については各学科と事務部門が実施し、自己評価委員会の事務を担当する IR 推進室企画部が全体を取りまとめることとしており、教育研究等の自己点検・評価の責任体制は明確になっている。

また、教学マネジメントについては、教学マネジメント基本方針に定める役割分担によって責任体制が明確になっている。【資料 6-1-4】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究等の自己点検及び自己評価については、令和 4(2022)年度から実施し、すでに 2 回目の PDCA サイクルを回したところであり、引き続き同様の取り組みを進めていく。

また、教学マネジメントについては、令和 5(2023)年 3 月に策定した教学マネジメント基本方針に沿って、教学分野での PDCA サイクルの適切な運用を進める。【資料 6-1-4】

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づき、学園の中期計画に掲げる項目の達成度を向上させることを目的とする事業計画及び個別計画を策定し、それを体系化した上で、各学科等が、個別計画の達成度を起点とした自己点検・自己評価を自主的・自律的に行う形で PDCA サイクルを回している。【資料 6-2-1】

個別計画の策定、点検・評価は、各学科または事務部門が実施し、その上位に位置する事業計画の策定、点検・評価は、主にその事業計画に紐づく個別計画を担当する学科または事務部門等が実施している。【資料 6-2-2】

エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施しているか。

個別計画には原則として数値目標を設定することとしており、自己点検・自己評価は、その数値目標の達成度を基本として実施している。また、この自己点検・評価は、年度ごとの PDCA サイクルの中で定期的に実施している。【資料 6-2-2】

自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づく自己点検・評価の結果については、自己評価委員会及び本学の重要事項を審議する合同会議で審議するとともに、すべてを教職員向けのサイトに掲載して共有している。【資料 6-2-3】

また、認証評価の基準に沿った教育研究等の自己点検評価書については、令和 5(2023)年度版から本学公式ホームページに掲載し、社会へ公表することとしている。【資料 6-2-4】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している

か。

IR 推進室に専任の職員を配置し、現状把握のための調査やデータの収集・分析を行い、各学科や事務部門の自己点検・評価や学科等での教学マネジメントをサポートしている。

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づく自主点検・評価と認証評価の基準に沿った教育研究等の自主点検・評価の完全な一体化は困難ではあるが、できる限り効率的な取り組みができるよう、工夫していく必要がある。

また、自己点検・評価が、より一層エビデンスに基づくものとなるよう、数値目標の設定を工夫するとともに、IR 推進室のデータの収集・分析機能をより一層向上させる必要がある。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

#### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。

教学マネジメント基本方針においては、三つのポリシーの相互関係を明確にした上で、ディプロマ・ポリシーを学生の学修成果の目標（学修目標）または卒業生の資質・能力を対外的に保証するものとして、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確かつ具体的に定めるものと位置付け、その達成度を向上させる観点から教育内容の点検・評価および改善を行うこととしている。

令和 5(2023)年度には、「アセスメント・プランによる学修成果及び教育成果の点検・評価」を実施し、その内容については、合同会議で確認するとともに、令和 6(2024)年 5 月に開催した FD・SD 研修会で全教員と共有したところであり、今後、教学マネジメントとしての PDCA サイクルを回す中で、教育内容の改善・向上に反映させる予定である。【資料 6-3-1】

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、短期大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

学園の中期計画には、これまでの自己点検・評価や認証評価の結果を反映させており、

また、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づく自己点検・評価は、学園の中期計画に掲げる項目の達成度を向上させることを目的とした事業計画および個別計画によって行うこととしていることから、内部質保証の仕組みは、十分に機能している。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づく自己点検・評価は令和 4(2022)年度から実施しており、また教学マネジメントに基づく PDCA サイクルは令和 5(2023)年度から実施していることから、これらを適切に運営するとともに、運営の中で生じた課題等については、要領や基本方針の見直しも含め、適切かつ柔軟に対応する必要がある。

### 【基準 6 の自己評価】

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」による自己点検・自己評価の仕組みの構築と、教学マネジメント基本方針に基づく教育の質保証を図るための仕組みを構築したことで、本学における内部質保証は大きく前進したと評価している。

しかし、今後、これらの仕組みによる質保証が十分に機能するためには、全学一丸となつての取り組みと不断の見直しが必要であると認識している。

以上のことから、基準 6「内部質保証」を満たしていると評価する。

#### IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携

##### A-1. 短期大学の特性を活かした地域連携

##### A-1-① 学生に対する地域連携の教育

##### A-1-② 短期大学の地域連携体制の整備

##### A-1-③ 地域との連携事業

##### A-1-④ 公開講座

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 学生に対する地域連携の教育

本学は教育理念「愛と奉仕」に基づき、その体現として社会貢献できる人間教育と専門教育を行っている。

全学科の新入生を対象に開設している一般教育科目の授業科目「知的生き方概論」(必修)の中で、「ボランティアの勧め」と題して、地域貢献の推奨を行っている。

栄養士・栄養教諭、保育士・幼稚園教諭など専門職を目指す学生の教育では健康栄養学科とこども育成学科の学科間交流を推進しており、「保育のわかる栄養士」「食のわかる保育者」の育成に努めている。両学科の共通科目である「子どもと食育」では、健康栄養学科においてはこども育成学科教員が担当、こども育成学科においては健康栄養学科教員が担当し、栄養士、保育士の専門職における多職種連携、相互理解、協働の意識をもって地域に貢献する人材育成を目指している。また健康栄養学科の「専門演習」、こども育成学科の「Sanyo 子育てサポート実習」などにおいても地域連携の学びを行っている。

##### A-1-② 短期大学の地域連携体制の整備

従来のボランティア支援・社会サービスセンターを平成 30(2018)年度にボランティア支援・地域連携推進センターとして再編、新たに産学官連携コーディネーターを配置し、同センター長、各学科より選出された委員、職員の計 10 人に拡充し体制を整えた。また令和 4(2022)年度からは地域連携推進センターとして独立、地域連携の総括的役割を果たしている。連携事業は令和 3(2021)年度 8 件、令和 4(2022)年度 13 件、令和 5(2023)年度 15 件であった。

##### A-1-③ 地域との連携事業

##### 1) 包括連携協定に基づく地域連携事業

令和 3(2021)年度末で、和気町、真庭市、岡山市中区、岡山市、株式会社サンヨープレジャー、株式会社トマト銀行、特定非営利活動法人大島まちづくり協議会と包括連携協定を締結している。

令和 4(2022)年度はサンヨープレジャーせとうち農園での食育実践活動、岡山市消防局との連携事業に取り組み、栄養教諭や保育士として実践に役立つ体験学習を開始し、令和

5(2023)年度もこども育成学科が岡山市消防局と連携し、「VR 火災体験」や「防火カードゲーム」など将来的な保育現場における教育手法につながるような授業を実施した。

【資料 A-1-1】

2) 地域自治体、各種団体との連携事業

本学学長が委員長である「Sanyo 子育て愛ねっと」という子育て支援事業を大学 3 学部 4 学科と短期大学 2 学科、附属幼稚園、平井学区連合町内会、平井幼稚園、平井保育園、岡山県備前県民局が連携して行っている。新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度は縮小実施であったが、「親子交流広場」としてこども育成学科のオペレッタをオンライン配信、電話子育て相談、クリスマス会などを実施した。令和 4(2022)年度は従来の形式で、7月に第 1 回（夏祭りごっこ：こども育成学科）、9月に第 2 回（たべもの博士になろう：健康栄養学科）、10月に第 3 回（わくわくスタンプラリー：全学科）を実施した。同様に令和 5(2023)年度も計 3 回実施し、こども育成学科単独担当の第 1 回は参加者数が前年に比べて倍増した。

また平井プレイパーク交流事業（子どもたちの居場所づくり）に学生と教職員が参加し協働している。令和 5(2023)年度は学生の参加者数が増大した。【資料 A-1-2】

3) 大学間連携事業

「大学コンソーシアム岡山」に参加し、社会人向け生涯学習講座「吉備創生カレッジ」に毎年講座を提供している。また学生交流事業である「日ようび子ども大学」では、参加者と一緒にオリジナル手作りおもちゃ「ブンブンごま」の作成にこども育成学科学生と教職員が参加している。【資料 A-1-3】

**A-1-④ 公開講座**

1) 公開講座

本学教員が講師として専門分野の知見を地域社会へ提供している。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web 開催で健康栄養学科から 4 件、こども育成学科から 3 件、計 7 件を提供し、437 回視聴された。令和 3～5 年度は大学の学部学科が担当であった。

【資料 A-1-4】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

栄養士、保育士、幼稚園教諭の資格を活かした専門職として地域に貢献できる人材の育成を目指す教育を継続していく。そのために学生の体験学習の機会となる地域との連携事業を継続して実施し、内容の充実を目指していく。

**【基準 A の自己評価】**

令和 4(2022)年度より地域連携推進センターが、包括連携協定に基づく地域連携事業、地域自治体および各種団体との連携事業、大学間連携事業、公開講座などについて、年度ごとに実績をまとめ向上目標を設定して、各学科の取り組みを支援している。また産学官連携コーディネーター（実務経験を有する教員：大学地域マネジメント学部）を配置し、

学生と地域との連携事業を推進している。

従来からの各学科の特性を活かした地域活動に加えて、新たに開設した栄養教諭教職課程の食育実習、幼少期からの防災意識の醸成を目指す学びなどを通して地域連携の取り組みを強化した。公開講座では参加者アンケートを行い、地域のニーズや社会情勢に対応して2学科の特性を活かした事業を行う計画である。

以上のことから、基準A「地域連携」を満たしていると評価する。



## V. 特記事項

### 1. 総合学園ならではの学园内連携

本学は、幼稚園、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院、そして助産学専攻科を設置する総合学園であり、建学の精神のもと、学园内連携を図っている。

具体的には、高等学校の探究学習の支援や高等学校教員を対象とした研修会の実施、大学祭への高校生の企画参加を行っている。

附属幼稚園がキャンパス内にある利点を活かし、こども育成学科では、授業や実習を附属幼稚園で行い、野菜の苗植えや壁面装飾の鑑賞会などで園児との交流を図っているほか、授業の合間や放課後に幼稚園でのボランティア活動を行っている。

また、健康栄養学科では、園児を対象として給食管理実習や栄養指導実習などを行い、リアルな現場で栄養士としての実践力を身につけている。

### 2. 資格取得の促進

健康栄養学科では、県内の短期大学では唯一となる教職課程（栄養教諭二種免許状）の履修による栄養教諭二種免許状取得を支援するほか、長期履修制度を活用した3年コースでは、栄養士免許に加え、調理師、製菓衛生師などプラスワン資格の取得を希望する学生に向けて、履修指導、実務アルバイト先との調整や国家試験対策を含む課外指導を充実させている。

また、こども育成学科では、幼稚園教諭二種免許、保育士資格に加え、中国地方では初めての「認定絵本土」の称号の取得が可能となっている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	—	該当なし。科目等履修生の修業年限の通算については、認めていない。	3-1
第 90 条	○	学則第 23 条に入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 47 条に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員をおくことを定め、第 48 条に教職員の職務を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 49 条、第 54 条に教授会について定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 25 条第 2 項において短期大学士の学位の授与について定め、「山陽学園短期大学学位規程」第 2 条において、学位に付記する専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし。特別の課程は設置していない。	3-1
第 108 条	○	学則第 1 条に目的を定めている。学則第 3 条に修業年限を 2 年と定めている。学則第 2 条に 2 学科（健康栄養学科、こども育成学科）の設置を定めている。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	自己評価委員会で適切に実施している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況は、本学ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	組織及び運営に関する規程第 7 条・第 10 条・第 11 条・第 13 条・第 17 条・第 18 条で職員の職務について定めている。	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 3 条に修業年限、第 3 章に学年、学期、休業日、授業日時数、第 2 条に部科及び課程の組織、第 4 章に教育課程、第 5 章に学習の評価、課程修了の認定、第 2 条に収容定員、第 8 章に職員組織、第 6 章に入学、退学、転学、休学、第 5 章に卒業、第 7 章に授業料、入学金その他の費用徴収、第 11 章に賞罰について定めている。 本学は寄宿舎を置いていないため、学則には記載していない。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の学籍簿や成績証明書等の各種証明書、学生の健康診断の記録等を適切に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 59 条で懲戒について定めている。処分の手続については、懲戒規程を別途定めている。	4-1

山陽学園短期大学

第 28 条	○	「学校法人山陽学園文書取扱規程」及び「学校法人山陽学園文書保存規程」に従い、各部署に必要な表簿を備えている。	3-2
第 143 条	—	該当なし。	4-1
第 146 条	—	該当なし。科目等履修生の修業年限の通算は認めていない。	3-1
第 150 条	○	入学資格に関し、高等学校卒業者と同等以上と認められる者について、学則第 27 条各号で定めている。	2-1
第 162 条	—	該当なし。（外国の大学等に在学した者の転学受け入れをしていない）	2-1
第 163 条	○	学則第 4 条において学年を、第 5 条において学期を定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし。学修証明書を交付する制度はない。	3-1
第 164 条	—	該当なし。特別の課程を設置していない。	3-1
第 165 条の 2	○	学科ごとに、教育上の目的を踏まえて、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めており、本学ホームページで公開している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価は、自己評価委員会を組織して、実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については、本学ホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「山陽学園短期大学学位規程」第 4 条で、学位の授与及び学位記の交付について定めている。	3-1

短期大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	短期大学設置基準を遵守するとともに、教育研究活動の水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に、学科の教育上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者の選抜については、学則第 27 条・第 28 条、山陽学園大学・山陽学園短期大学入試選考委員会要綱に基づき行っている。	2-1
第 3 条	○	学則第 1 条に学科の設置を規定し、同第 2 条に定員を定めている。	1-2
第 3 条の 2	—	該当なし。学科関係課程実施学科は設置していない。	3-2
第 4 条	○	学則第 2 条で学科の収容定員を定めている。	2-1
第 5 条	○	学則第 1 条において定める教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、カリキュラム・ポリシーに基づき学則第 8	1-2 3-2

山陽学園短期大学

		条による開設科目（一般教育科目と専門教育科目）で教育課程を体系的に編成している。	
第5条の2	—	該当なし。連携開設科目は設置していない。	3-2
第6条	○	学則第10条で授業科目を必修科目及び選択科目に分けることを定め、これを各年次に適切に配当し教育課程を編成している。	3-2
第7条	○	学則の別表1、2により各授業科目の単位数を定め、学則第18条において、1単位の学修時間数、講義、演習、実験、実習及び実技の授業時間数をそれぞれ定めている。	3-1
第8条	○	学則第7条第1項において、毎年の授業を行う期間は、試験等の日数を含めて、35週にわたることを原則とすると定めている。	3-2
第9条	○	学則第7条第2項において、各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものと定めている。	3-2
第10条	○	一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の内容・方法、施設・設備等を考慮し、教育効果が十分に上げられるような人数に設定している。	2-5
第11条	○	授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行っている。また、学則第10条の2において、授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができると定めている。	2-2 3-2
第11条の2	○	授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画は、履修便覧及びシラバスで明示している。学修の成果に係る評価及び卒業の認定については、その基準を学則第5章で明示し適切に運用している。	3-1
第12条	—	該当なし。昼夜開講制については、実施していない。	3-2
第13条	○	学則第12条において、各授業科目を履修した者には、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えると定めている。	3-1
第13条の2	○	学則第11条第2項において、1年間に登録できる単位数の上限を設けることを定め、「山陽学園短期大学履修に関する細則」第6条の2において、1年間に履修登録できる単位数の上限を60単位と定め、前年度GPA値3.00以上の者、又はやむを得ない事由があると認められた者にあつては、上限を超えて履修することができる」と定めている。	3-2
第13条の3	—	該当なし。連携開設科目については、設置していない。	3-1
第14条	○	学則第19条において、他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができると定めている。	3-1
第15条	○	学則第20条において、短期大学または高等専門学校の特攻科にお	3-1

山陽学園短期大学

		ける学修その他文部科学大臣が大学教育に相当する水準を有すると認めた教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができると定めている。	
第 16 条	○	学則第 17 条において、入学前の既修得単位について定めている。	3-1
第 16 条の 2	○	学則第 3 条第 2 項で長期履修を定め、「山陽学園短期大学長期履修に関する細則」で必要な事項を定めている。	3-2
第 17 条	○	学則第 55 条で科目等履修生を定め、「山陽学園短期大学科目等履修生に関する細則」及び「山陽学園短期大学科目等履修生に関する要項」で必要な事項を定めている。	3-1 3-2
第 18 条	○	学則第 23 条及び第 24 条で卒業の要件を定めている。	3-1
第 19 条	—	該当なし。授業を担当しない教員を置くことを定めていない。	3-1
第 20 条	○	学科ごとに定められた必要数の教員を配置し、教員組織を編成している。また、採用人事の際は教員組織の年齢分布に配慮して採用を行っている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 20 条の 2	○	主要授業科目については、原則として教授、准教授が担当している。演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、助手に補助させている。	3-2 4-2
第 21 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 22 条	○	専任教員数は、短期大学設置基準旧第 22 条を満たしている。	3-2 4-2
第 22 条の 2	○	FD・SD において、組織的な研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 22 条の 3	○	学長は、山陽学園短期大学学長候補選考規程に基づき設置された委員会が選定し、理事会に推薦した候補者案を基に理事会で選任している。	4-1
第 23 条	○	「山陽学園短期大学教員選考基準に関する内規」第 2 条で、教授の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第 24 条	○	「山陽学園短期大学教員選考基準に関する内規」第 3 条で、准教授の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第 25 条	○	「山陽学園短期大学講師任用基準」第 2 条で、講師の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	「山陽学園短期大学助教任用基準」第 2 条で、助教の資格基準を	3-2

山陽学園短期大学

		定めている。	4-2
第 26 条	○	「山陽学園短期大学助手任用基準」第 2 条で、助手の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第 27 条	○	法令に基づく校地を有している。	2-5
第 27 条の 2	○	法令に基づく運動場を有している。	2-5
第 28 条	○	法令に基づき校舎等施設を有している。	2-5
第 29 条	○	法令に基づき図書等の資料及び図書館を整備している。	2-5
第 30 条	○	法令に基づく校地面積を有している。	2-5
第 31 条	○	法令に基づく校舎面積を有している。	2-5
第 32 条	—	該当なし。	2-5
第 33 条	○	法令に基づき整備している。	2-5
第 33 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 33 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、計画的に毎年度必要な予算を計上し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 34 条	○	短期大学及び学科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしい。	1-1
第 35 条	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	1-2
第 35 条の 2	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	2-1
第 35 条の 3	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-2
第 35 条の 4	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-1
第 35 条の 5	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-2
第 35 条の 6	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	2-5
第 35 条の 7	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-1
第 35 条の 8	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-2
第 35 条の 9	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	2-5
第 36 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-2
第 37 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 38 条	—	該当なし。共同学科を設置していない。	3-1
第 39 条	—	該当なし。共同学科を設置していない。	3-2 4-2
第 40 条	—	該当なし。共同学科を設置していない。	2-5
第 41 条	—	該当なし。共同学科を設置していない。	2-5
第 42 条	—	該当なし。共同学科を設置していない。	2-5
第 51 条	—	該当なし。外国に組織を設置していない。	1-2
第 52 条	—	該当なし。新たに短期大学等を設置しない。	2-5 3-2 4-2

山陽学園短期大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第5条の4	○	「山陽学園短期大学学位規程」第3条に学位の授与について定めている。	3-1
第10条	○	「山陽学園短期大学学位規程」第2条に学位の名称について定めている。	3-1
第10条の2	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第13条	○	学位に関し必要な事項は「学則」及び「山陽学園短期大学学位規程」で定め、改正時は変更届にて文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第24条	○	法令に則り、運営基盤の強化、教育の質向上及び運営の透明確保に努めている。	5-1
第26条の2	○	法令に則り、理事、監事、評議員、職員等法人の関係者に特別の利益供与を行っていない。	5-1
第33条の2	○	学校法人山陽学園寄附行為第36条第2項で定め、遵守している。	5-1
第35条	○	寄附行為第5条に定め、法人に理事11人以上16人以下、監事2人を置き、第6条において、理事のうち1人を理事長とすることが明記されている。	5-2 5-3
第35条の2	○	寄附行為において定めていないが、私立学校法の当該規定を遵守している。	5-2 5-3
第36条	○	寄附行為第10条に定め、これに基づき運営している。	5-2
第37条	○	寄附行為第1条、第13条～15条に定め、職務を執行している。	5-2 5-3
第38条	○	寄附行為第7条で理事の選任、第14条で監事の選任を定めている。	5-2
第39条	○	寄附行為第14条で、監事は理事、評議員、教職員以外の者とすることを定めている。	5-2
第40条	○	寄附行為第18条で定めている。	5-2
第41条	○	寄附行為第41条に定め、これに基づき運営している。	5-3
第42条	○	寄附行為第24条で、評議員会への諮問事項を定めている。	5-3
第43条	○	寄附行為第25条で定め、遵守している。	5-3
第44条	○	寄附行為第21条で定め、これにより選出している。	5-3
第44条の2	○	寄附行為において定めていないが、私立学校法の当該規定を遵守している。	5-2 5-3
第44条の3	○	寄附行為において定めていないが、私立学校法の当該規定を遵守している。	5-2 5-3

山陽学園短期大学

第 44 条の 4	○	寄附行為において定めていないが、私立学校法の当該規定を遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 19 条及び第 19 条の 2 で定め、遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 42 条で定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 34 条で定め、これに則して適切に作成し運用している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 35 条で定め、これに基づき運営している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 36 条で定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	学校法人山陽学園役員報酬等に関する規程を定め、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 38 条で定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 36 条の 2 で定め、遵守している。	5-1

短期大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。



## VII. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人山陽学園寄附行為		
【資料 F-2】	短期大学案内		
	山陽学園大学／山陽学園短期大学大学案内 2025		
【資料 F-3】	短期大学学則		
	山陽学園短期大学学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	2025 年度学生募集要項		
【資料 F-5】	学生便覧		
	学生生活ガイド		
【資料 F-6】	事業計画書		

山陽学園短期大学

	令和6年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和5年度事業実績報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ/キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	山陽学園規程集目次 山陽学園大学・山陽学園短期大学関係規程	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人山陽学園役員等名簿 理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	令和元年度～令和5年度計算書類、 令和元年度～令和5年度監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	令和6年度山陽学園短期大学履修便覧	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	短期大学2学科の三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価の結果への改善状況	

山陽学園短期大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	山陽学園短期大学学則	
【資料 1-1-2】	山陽学園大学・山陽学園短期大学ガバナンス・コード	
【資料 1-1-3】	令和 5 年度山陽学園短期大学履修便覧	
【資料 1-1-4】	大学ホームページ <a href="https://www.sguc.ac.jp/profile/message/#philosophy">https://www.sguc.ac.jp/profile/message/#philosophy</a>	
【資料 1-1-5】	大学ホームページ <a href="https://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/governance_code">https://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/governance_code</a>	
【資料 1-1-6】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針	
【資料 1-1-7】	アピールポイント PR チラシ (カリキュラム改編関係)	
【資料 1-1-8】	山陽学園短期大学 2 学科の三つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	山陽学園大学・山陽学園短期大学合同会議内規	
【資料 1-2-2】	大学ホームページ <a href="https://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/edu_disclosure">https://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/edu_disclosure</a>	
【資料 1-2-3】	令和 5 年度山陽学園短期大学履修便覧	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-4】	学校法人山陽学園中期計画	
【資料 1-2-5】	山陽学園短期大学 2 学科の三つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-6】	学校法人山陽学園の組織及び運営に関する規程	
【資料 1-2-7】	組織図	
【資料 1-2-8】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教学推進会議内規	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	山陽学園大学短期大学 2 学科の三つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-2】	山陽学園大学／山陽学園短期大学大学案内 2024	
【資料 2-1-3】	2024 年度山陽学園大学・山陽学園短期大学学生募集要項	
【資料 2-1-4】	2024 年度山陽学園大学・山陽学園短期大学入試問題作成・評価委員会要項	
【資料 2-1-5】	学生募集戦略会議内規、学生募集体制の強化イメージ図	
【資料 2-1-6】	2024 年度第 1 回 FD・SD 等全教職員研修会議資料	
【資料 2-1-7】	2025 年度入試に向けた学生募集活動基本方針	
【資料 2-1-8】	2024 年度高校訪問実施要領	
【資料 2-1-9】	アピールポイント PR チラシ (カリキュラム改編関係)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 2-1-10】	「探究学習を支援します」 チラシ	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	山陽学園短期大学学修支援センターワーキンググループ内規	
【資料 2-2-2】	2023 年度初めの行事予定表	
【資料 2-2-3】	令和 5 年度教員の研究室・オフィスアワー (短期大学)	
【資料 2-2-4】	障がい学生支援のガイドライン	
【資料 2-2-5】	障がい学生支援の流れ	
【資料 2-2-6】	身上異動に関する面談調書	
【資料 2-2-7】	学生生活に関するアンケート (こども育成学科)	

山陽学園短期大学

<b>2-3. キャリア支援</b>		
【資料 2-3-1】	山陽学園大学・山陽学園短期大学キャリアセンターワーキンググループ内規	
【資料 2-3-2】	令和5年度「就職懇談会」の御案内	
【資料 2-3-3】	2023年度健康栄養学科「社会人入門」講義日程表	
【資料 2-3-4】	漢字検定、秘書検定、秘書検定対策講座	
【資料 2-3-5】	「栄養士業界研究会」の開催について	
【資料 2-3-6】	保育士合同面談会ご参加のお願い	
【資料 2-3-7】	「卒業生による学内業界研究会」の開催について	
【資料 2-3-8】	大阪合同企業説明会就職支援バス参加者募集	
【資料 2-3-9】	就活塾Ⅰ、就活塾Ⅱ、就活塾Ⅲ	
【資料 2-3-10】	令和5年度「公務員試験対策 専門試験対策」授業日程 公務員試験対策講座 基礎講座のご案内	
【資料 2-3-11】	公務員試験対策セミナーのご案内	
【資料 2-3-12】	面接対策講座の開催	
【資料 2-3-13】	キャリアデザインⅠ授業日程 キャリアデザインⅡ授業計画	
【資料 2-3-14】	卒業生の進路に関するアンケート調査について 企業（法人）アンケート調査について	
<b>2-4. 学生サービス</b>		
【資料 2-4-1】	山陽学園大学・山陽学園短期大学学生部ワーキンググループ内規	
【資料 2-4-2】	学生部ワーキンググループ担当表	
【資料 2-4-3】	山陽学園大学・山陽学園短期大学学生相談室内規	
【資料 2-4-4】	学生相談室活動報告	
【資料 2-4-5】	保健室利用統計	
【資料 2-4-6】	保健室担当表	
【資料 2-4-7】	山陽学園学生寮規則・細則	
【資料 2-4-8】	ハラスメント相談員	
【資料 2-4-9】	課外活動要項	
【資料 2-4-10】	学生研修助成配分基準	
【資料 2-4-11】	リーダーズトレーニング開催要項	
【資料 2-4-12】	2023 ボランティア活動	
【資料 2-4-13】	ボランティア活動参加者名簿	
【資料 2-4-14】	さんばと隊表彰状	
【資料 2-4-15】	日本学生支援機構受給状況	
【資料 2-4-16】	各種奨学金	
【資料 2-4-17】	特別奨学生制度、特待生制度	
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料 2-5-1】	校地・校舎の配置図	
【資料 2-5-2】	山陽学園学生寮規則	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 2-5-3】	山陽学園寮細則	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 2-5-4】	山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程	
【資料 2-5-5】	山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン	
【資料 2-5-6】	図書館アンケート	
【資料 2-5-7】	山陽学園大学・山陽学園短期大学ネットワーク利用要綱	
【資料 2-5-8】	障がい学生支援のガイドライン	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-5-9】	2023年度クラスサイズに関する集計（短期大学）	

山陽学園短期大学

【資料 2-5-10】	山陽学園大学・山陽学園短期大学耐震化準備委員会に関する内規	
【資料 2-5-11】	学内ネットワーク整備計画	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学修行動及びキャンパスライフ調査	
【資料 2-6-2】	「学生による授業評価」実施要項	
【資料 2-6-3】	学生生活アンケート (学友会)	
【資料 2-6-4】	卒業時アンケート	
【資料 2-6-5】	学生生活に関するアンケート (こども育成学科)	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-6-6】	学生との懇談会レジュメ	
【資料 2-6-7】	学生との懇談会出席者名簿	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	令和 5 年度山陽学園短期大学履修便覧	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 3-1-2】	ホームページ (2 学科の三つのポリシー) <a href="https://sanyogakuen.net/disclosure/college/edu_disclosure/policy">https://sanyogakuen.net/disclosure/college/edu_disclosure/policy</a>	
【資料 3-1-3】	ディプロマ・ポリシーチェックリスト	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	令和 5 年度山陽学園短期大学履修便覧	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 3-2-2】	ホームページ (2 学科の三つのポリシー) <a href="https://sanyogakuen.net/disclosure/college/edu_disclosure/policy">https://sanyogakuen.net/disclosure/college/edu_disclosure/policy</a>	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-2-3】	履修確認シート	
【資料 3-2-4】	Web シラバス <a href="https://www.sguc.ac.jp/student/syllabus/">https://www.sguc.ac.jp/student/syllabus/</a>	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-5】	授業概要 (Web シラバス)「知的生き方概論」	
【資料 3-2-6】	山陽学園短期大学教務部ワーキンググループ内規	
【資料 3-2-7】	一般教育委員会に関する内規	
【資料 3-2-8】	給食校外実習報告書	
【資料 3-2-9】	栄養教諭教育実習報告書	
【資料 3-2-10】	山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規	
【資料 3-2-11】	「学生による授業評価」実施要項	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-2-12】	学生生活に関するアンケート (こども育成学科)	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 3-2-13】	授業参観実施要領	
【資料 3-2-14】	2023 年度 FD・SD 等全教職員研修会議開催計画	
【資料 3-2-15】	2023 年度スキルアップ講座実施概要	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	学修到達レポート	
【資料 3-3-2】	就職及び進路状況	
【資料 3-3-3】	産業分類別内定企業一覧表	
【資料 3-3-4】	学修行動及びキャンパスライフ調査	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-5】	学友会による「学生生活アンケート」	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-3-6】	学生生活に関するアンケート (こども育成学科)	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 3-3-7】	卒業時アンケート	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-8】	学生による授業評価	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-9】	学生生活に関するアンケート (こども育成学科)	【資料 2-2-7】と同じ

山陽学園短期大学

【資料 3-3-10】	山陽学園短期大学学則	【資料 1-1-1】と同じ
-------------	------------	---------------

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	山陽学園大学・山陽学園短期大学合同会議内規	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-2】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教学推進会議内規	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 4-1-3】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 4-1-4】	山陽学短期大学教授会規程	
【資料 4-1-5】	教授会等の審議事項に関する要綱	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	設置基準上の教員数と現状の専任教員等を示す資料	
【資料 4-2-2】	人事委員会規程	
【資料 4-2-3】	山陽学園短期大学教員選考規程、内規、任用基準	
【資料 4-2-4】	山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規	【資料 3-2-10】と同じ
【資料 4-2-5】	FD・SD 等全教職員研修会議開催実績	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	FD・SD 等全教職員研修会議開催実績	【資料 4-2-5】と同じ
【資料 4-3-2】	2023 年度 FD・SD 等全教職員研修会議開催計画	【資料 3-2-14】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	学内研究補助金の配分状況	
【資料 4-4-2】	科学研究費助成事業の申請数	
【資料 4-4-3】	山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程	
【資料 4-4-4】	山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理審査委員会内規	
【資料 4-4-5】	FD・SD 等全教職員研修会議資料	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人山陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人山陽学園の組織及び運営に関する規程	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人山陽学園勤務規則	
【資料 5-1-4】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教職員行動規範	
【資料 5-1-5】	山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程	【資料 4-4-3】と同じ
【資料 5-1-6】	山陽学園大学・山陽学園短期大学ガバナンス・コード	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 5-1-7】	山陽学園大学・山陽学園短期大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-8】	山陽学園大学・山陽学園短期大学学生個人情報保護規程	
【資料 5-1-9】	学校法人山陽学園公益通報に関する規程	
【資料 5-1-10】	大学ホームページ（情報公開）	
【資料 5-1-11】	学校法人山陽学園中期計画	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-1-12】	山陽学園大学・山陽学園短期大学人権委員会に関する内規	
【資料 5-1-13】	山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 5-1-14】	山陽学園大学・山陽学園短期大学安全衛生管理に関する内規	
【資料 5-1-15】	山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン	【資料 2-5-5】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人山陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ

山陽学園短期大学

【資料 5-2-2】	山陽学園寄附行為施行細則	
【資料 5-2-3】	理事選任時の理事会議事録及び資料（評議員・監事選任含む）	
【資料 5-2-4】	理事会及び評議員会の出席状況・意思表示書	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	山陽学園経営会議要綱	
【資料 5-3-2】	学校法人山陽学園監査室規程	
【資料 5-3-3】	監事選任時の理事会議事録及び資料	【資料 5-2-3】 と同じ
【資料 5-3-4】	監事選任時の評議員会議事録及び資料	
【資料 5-3-5】	監事の理事会・評議員会の出席状況	【資料 5-2-4】 と同じ
【資料 5-3-6】	監査報告書	
【資料 5-3-7】	評議員選任時の理事会議事録及び資料	【資料 5-2-3】 と同じ
【資料 5-3-8】	評議員会議事録	
【資料 5-3-9】	評議員会の出席状況・意思表示書	【資料 5-2-4】 と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人山陽学園中期計画	【資料 1-2-4】 と同じ
【資料 5-4-2】	科学研究費補助金等の適正な運営及び管理を行う責任者の設置に関する規程	
【資料 5-4-3】	研究費の不正使用に関する取扱規程	
【資料 5-4-4】	収支予算書	
【資料 5-4-5】	計算書類及び監事監査報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11】 と同じ
【資料 5-4-6】	独立監査人の監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 5-4-7】	財務比率関係資料	
【資料 5-4-8】	山陽学園短期大学学則の一部改正について	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程	
【資料 5-5-2】	資金運用規程	
【資料 5-5-3】	独立監査人の監査報告書	【資料 5-4-6】 と同じ
【資料 5-5-4】	監事の監査報告書	【資料 5-3-6】 と同じ
【資料 5-5-5】	理事会議事録	
【資料 5-5-6】	評議員会議事録	【資料 5-3-8】 と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	山陽学園短期大学学則	【資料 1-1-1】 と同じ
【資料 6-1-2】	教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領	
【資料 6-1-3】	認証評価と自己点検・自己評価について（2022 年度第 4 回 FD・SD 等全教職員研修会議資料）	
【資料 6-1-4】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針	【資料 1-1-6】 と同じ
【資料 6-1-5】	山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規	【資料 3-2-10】 と同じ
【資料 6-1-6】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教学推進会議内規	【資料 1-2-8】 と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領	【資料 6-1-2】 と同じ
【資料 6-2-2】	中期計画・事業計画・個別計画の策定・点検・評価	
【資料 6-2-3】	教職員向けサイト	
【資料 6-2-4】	大学ホームページ <a href="https://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/self-inspection">https://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/self-inspection</a>	
6-3. 内部質保証の機能性		

山陽学園短期大学

【資料 6-3-1】	FD・SD 会議資料（学修及び教育の成果の点検・評価）	
【資料 6-3-2】	学校法人山陽学園中期計画	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 6-3-3】	中期計画・事業計画・個別計画の策定・点検・評価	【資料 6-2-2】と同じ

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 短期大学の特性を活かした地域連携		
【資料 A-1-1】	包括連携協定に基づく地域連携事業	
【資料 A-1-2】	地域自治体、各種団体との連携事業	
【資料 A-1-3】	大学間連携事業：コンソーシアム岡山	
【資料 A-1-4】	公開講座	